

津別町複合庁舎建設等 まちなか再生基本計画



平成30年7月



津別町

津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画

「持続可能なまちづくり」をめざして

地方分権が叫ばれるようになってからおおよそ 20 年になりますが、地方から大都市への人口流出はとどまることを知らず、自治体によっては集落の存続すらままならない状況が垣間見えるようになりました。

これからは私たち「地方」とされる自治体が、自ら知恵を絞り官民協働で地域の未来を創造していく「地方創生の時代」へと大きく舵を切ることが求められています。

町では、平成 27 年度より「まちなか再生事業」を始動させ、筑波大学との共同研究、津別町まちなか再生協議会における議論やまちづくり町民ワークショップの開催などを通じ、多くの方々のまちづくりへの思いと、数々のまちづくりの提案やアイデアを提供していただきました。

それらをベースに平成 29 年度からは中心市街地の活性化について、展開させる施策と整備する施設の両面から進めていく、まちなかの再生計画の策定を行うこととしました。

また、まちなかの主要な公共施設であります役場庁舎の建て替えについても、平成 28 年度のまちづくり懇談会にて提起し、その後、役場庁舎建設基本構想（案）をまとめ上げ、中心市街地への機能集中という観点から、前述の計画に組み込み「津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」として策定いたしました。

今後は、計画を実行に移す取り組みを進め、「まちなかの再開発」の第一歩として、オホーツク管内の中でも一番古い、築 60 年の役場庁舎の建て替えに着手いたします。

また、計画に示していますスケジュールを基本として、まちなかの再生と活性化を図り、全町的にぎわいにまで波及させていくことを目指し、次世代にしっかりとした津別町を引き継ぐため、計画の推進に向けて町民の皆さまのより一層のご支援とご協力をお願いいたします。

終わりに、計画策定にあたりまして、津別町まちなか再生協議会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査により貴重なご意見を頂きました町民並びに関係者の皆さまに、心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 7 月

津別町長 佐藤 多一



目次



第1章 計画の目的..... 1

1. 計画の目的..... 2
2. 計画の位置づけ..... 3
3. 計画の範囲..... 4
4. これまでの検討経緯..... 5

第2章 まちなかの現状と課題..... 11

1. 人口推移..... 12
2. 商店街の店舗数と営業種別..... 16
3. 交通環境..... 18
4. 役場庁舎及びまちなかの公共施設の現況..... 20
5. 現状の課題整理..... 27

第3章 まちなか再生の基本的な考え方..... 33

1. 基本目標（コンセプト）..... 34
2. 基本方針..... 35
3. まちなか再生のゾーニング..... 38

第4章 まちなか再生のゾーン別整備計画..... 41

1. ゾーン別の考え方..... 42
2. 各施設の整備方針..... 45
3. 概算事業費の想定..... 54

第5章 事業手法とスケジュール..... 55

1. 事業手法の検討..... 56
2. 施設整備事業スケジュール..... 59



第 6 章	新庁舎の基本方針及び基本機能	61
1.	新庁舎の基本方針	62
2.	新庁舎の基本機能	64
第 7 章	新庁舎の整備方針	73
1.	新庁舎の規模	74
2.	新庁舎の建設位置	77
第 8 章	新庁舎の事業化に向けて	79
1.	事業計画	80
2.	整備スケジュール	84
3.	今後の進め方	85
参考資料		87
●	町民アンケート調査	88

第1章 計画の目的

1. 計画の目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の範囲
4. これまでの検討経緯

1. 計画の目的

津別町は、オホーツク圏に位置する人口約 4,800 人の町です。古くからその豊富な森林資源を背景とした林業・林業関連産業と地域特性を活かした農業を中心に発展してきました。

しかしながら、近年は、急速な人口減少、少子高齢化、商業機能の低下、空き家・空き店舗の増加、及び地域活力の減退により、中心市街地（「まちなか」）のにぎわいが低下しています。

また、まちなかの中心施設ともされる役場庁舎は、昭和 33 年に建設し、築 60 年を迎え老朽化が進み、平成 25 年に耐震調査を実施したところ、耐震性能不足と診断されました。今後の耐震改修による対応は経費面と長寿命化の限界から現実的ではないと考えられていること、多くの災害から防災拠点整備が必要とされていることから、早急な役場庁舎建て替えが必要とされています。

こうした中、津別町では、平成 27 年度より「まちなか再生事業」を始動させ、筑波大学との共同の下、まちなかの再生と持続可能な施策に対し調査研究を行うと共に、「まちなか再生協議会」を中心にコンパクトなまちづくりや、商業施設の複合化、空き家対策など、まちなかの活性化に向けた議論を重ねてきました。

これまでの取り組みの成果として、まちなか再生のための具体的な方向性、実行のシナリオ、さらには町民生活に必要不可欠である役場庁舎の整備方針や具体的事業手法等を示すことで、まちなか再生を進めていきます。

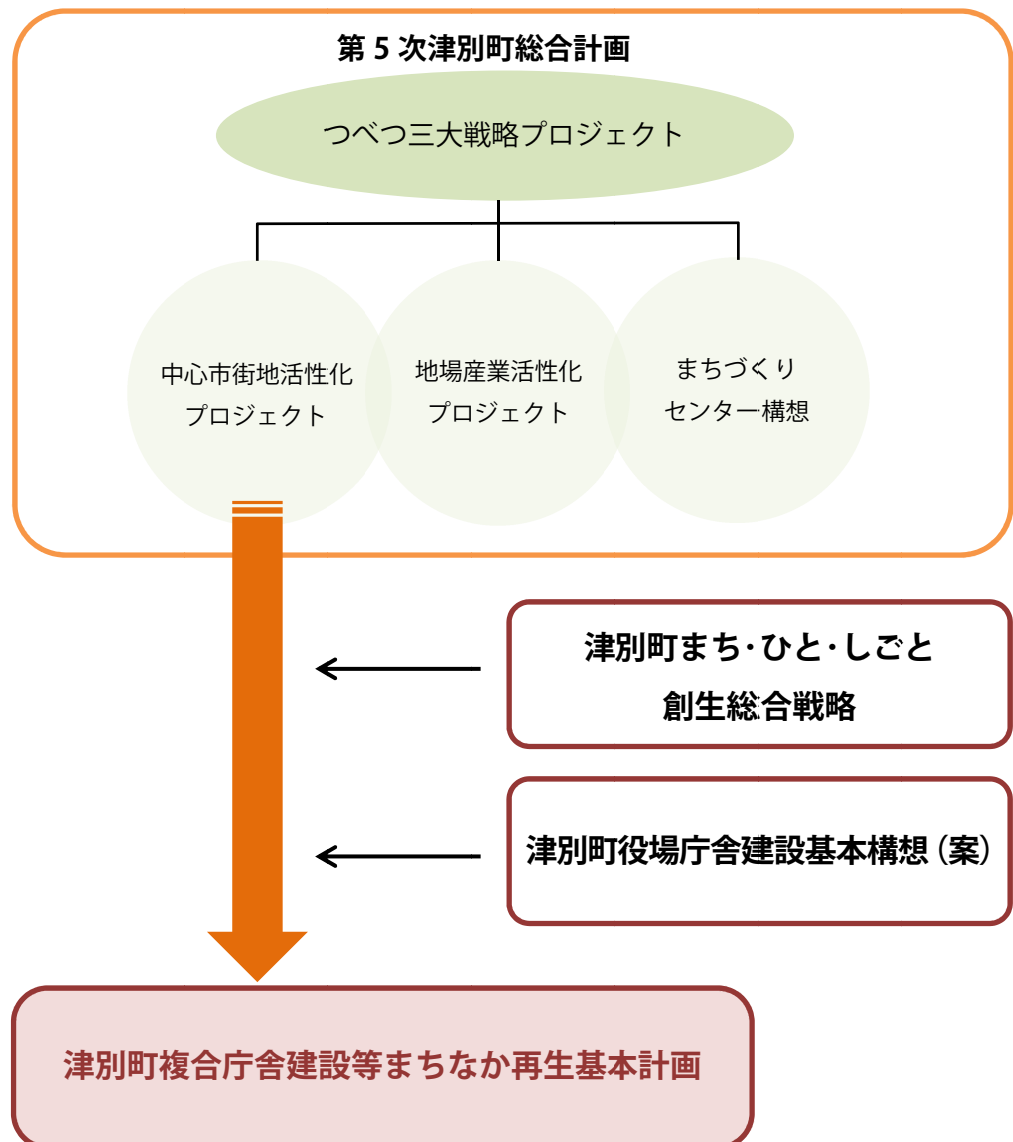
それにより、町民・地元企業・まちづくり団体・行政等が 10 年後のまちなかの将来像を共有・連携しながら、効果的かつ持続的にまちづくりを推進し、まちなかの活性化を図ることを目的として、さらには、まちなか再生による効果を、全町的なにぎわいや活性化に波及させていくことも目指し、本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第5次津別町総合計画」や「津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる中心市街地のまちづくりの方針を踏まえ、平成30年から平成39年までの10年間で重点的に取り組むまちづくりの方向性を示しています。

これまでの中心市街地におけるまちづくりの方針をもとに、特に役場庁舎等の公共施設及び商業施設等についての整備方針と、にぎわい創出のための体制づくりと施策の整備方針を定めるものです。

【上位計画】



3. 計画の範囲

本計画の範囲は、平成21年に策定された「津別町住生活基本計画」における「まちなか居住重点ゾーン」をもとに、中心市街地大通（国道240号）、道道相生津別停車場線（道道768号）、道道屈斜路津別線（道道588号）の各沿線を「まちなか再生の最重点地区」として活性化を図るものとします。

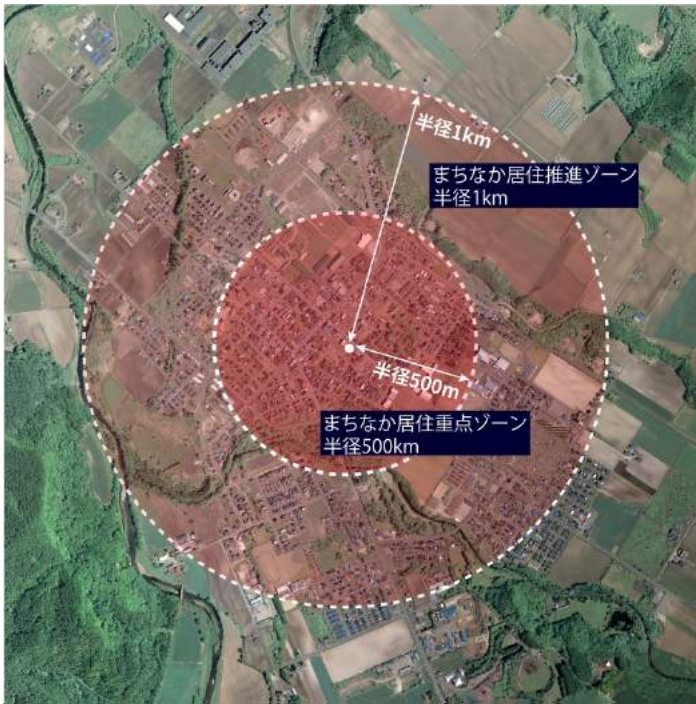


図1「津別町住生活基本計画」（平成21年）における「まちなか居住重点ゾーン」及び、「まちなか居住推進ゾーン」
*役場庁舎から半径500mの範囲を「まちなか居住重点ゾーン」、半径1kmの範囲を「まちなか居住推進ゾーン」として設定しています。

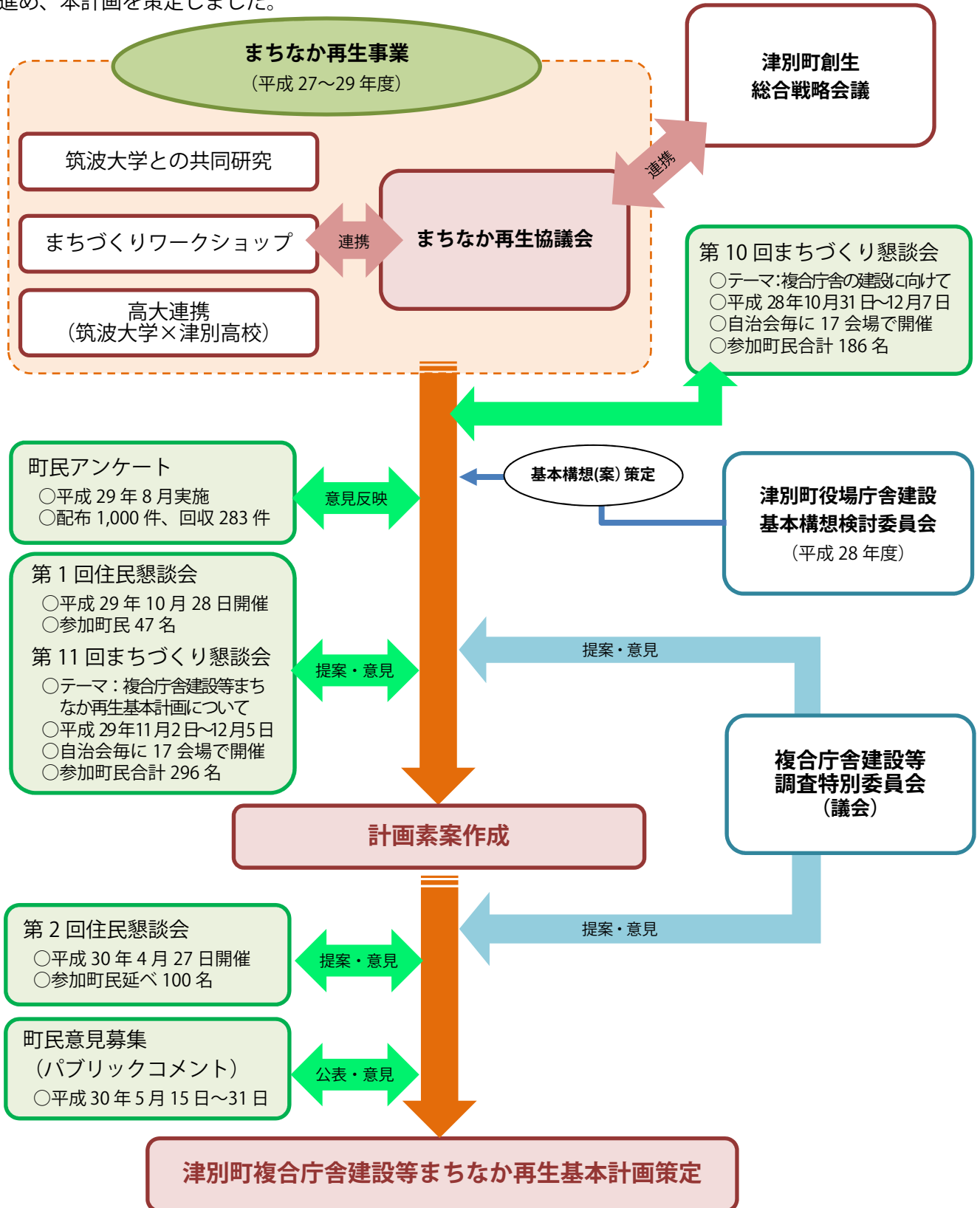


図2 市街地におけるまちなか再生の最重点地区

4. これまでの検討経緯

(1) これまでの経緯

津別町では、平成27年度より「まちなか再生事業」に取り組みはじめ、筑波大学との共同研究や高大連携、及び「まちなか再生協議会」をはじめとした住民と協働で、平成29年度まで3年間に渡り検討を進め、本計画を策定しました。



(2) 本計画に係る取り組み・検討年表

①平成 27 年度 まちなか再生事業の開始

津別町では、急速に進む人口減少と高齢化への対応と、中心市街地の活性化に向けて、平成 27 年度より「まちなか再生事業」に取り組んできました。その中で、まちの将来を検討するための組織として、団体推薦・一般公募等による町民 20 名で構成する「まちなか再生協議会」を設置し、筑波大学との共同研究、津別高校生や町民とのワークショップ、勉強会、さらにはシンポジウムを開催し、まちなか再生と持続可能な施策についての協議・調査研究を行ってきました。

平成 27 年度の取り組み

第 1 回まちなか再生協議会 (3/27 ※平成 26 年度)

- ・ 事業の概要説明、今後のスケジュール

第 2 回まちなか再生協議会 (4/17)

- ・ まちなか再生支援事業の説明 (筑波大学・小樽商科大学・ふるさと財団)

第 3 回まちなか再生協議会 (5/22)

- ・ 講演「建築ストックを活用して人の流れを変える」(筑波大学・山本幸子助教)

筑波大学生とのワークショップ開催 (6/11)

- ・ 筑波大学生とまちなか再生協議会委員によるまちづくりワークショップ

まちなか再生事業キックオフシンポジウム (6/12)

- ・ 講演「逆境を強みに」(鹿島アントラーズ FC・井畑茂社長)
- ・ 講演「ローカルパスタタイムとその可能性」
(東京映画祭パートナーシップグループマネージャー・筑波大学非常勤講師・小西弘樹氏)
- ・ 講演「北海道における道路と地域の活性化」(北海道開発局・和泉晶裕氏)

第 4 回まちなか再生協議会 (7/17)

- ・ 講演「コンパクトシティ～津別で考える小さな拠点～」(筑波大学・谷口守教授)

筑波大学×津別高校 高大連携ワークショップ (8/22・23)

- ・ まちあるき&ワークショップ

第 5 回まちなか再生協議会 (9/25)

- ・ 講演「地方創生とシーニックバイウェイ」(筑波大学・石田東生教授)

第 6 回まちなか再生協議会 (11/13)

- ・ 講演「まちなか居住」(筑波大学・藤井さやか准教授)

第 7 回まちなか再生協議会 (12/4)

- ・ 講演「持続可能な観光・交流」(JTBF・五木田氏、東京工業大学・小林特認助教)

まちなか再生事業アンケート調査結果報告会 (1/14)

- ・ 筑波大学生が実施した「道の駅調査」「スポーツ合宿調査」「飲食店需要調査」の報告会 (一般公開形式)
(筑波大学・雨宮護准教授、同大学院生 2 名)

まちなか再生まちづくりシンポジウム (1/22)

- ・ ワorkshop発表会・活動報告 (H27)

第 8 回まちなか再生協議会 (2/5)

- ・ 「歴史まちづくり」(筑波大学・藤川昌樹教授)

②平成28年度 新庁舎整備に関する庁内での検討

老朽化が進み、耐震不足への早急な対策が必要とされる庁舎の在り方について検討を進めるため、検討委員会を設置し「津別町役場庁舎建設基本構想（案）」を取りまとめました。

- 平成25年度 役場庁舎耐震診断調査を実施
- 平成28年度 「津別町役場庁舎建設基本構想（案）」を策定
- 平成28年度 議会議事堂及び林業研修会館耐震診断調査を実施

平成28年度の取り組み

まちづくり町民ワークショップ（8/21）

- ・ 一般町民の方と筑波大学生によるワークショップ

津別高校×筑波大学 高大連携まちづくりワークショップ開催（8/27・28）

- ・ まちあるき&ワークショップ「住み続けたい町・帰りたい町」

まちなか再生事業まちづくりシンポジウム（2/5）

- ・ 「サッカークラブを軸とする地域活性化」（鹿島アントラーズFC・春日洋平氏）
- ・ 「フラノマルシェ立ち上げの取り組みと現状について」（ふらのまちづくり株式会社・大玉英史氏）
- ・ ワークショップ発表会・活動報告（H28）

第1回まちなか再生協議会（5/30）

- ・ 今後の協議内容について

第2回まちなか再生協議会（7/6）

- ・ まちなか再生事業の目的・対象エリア・議論の方向性・中心市街地の施設配置について

第3回まちなか再生協議会（8/9）

- ・ フラノマルシェ視察の報告

第4回まちなか再生協議会（9/14）

- ・ 中心市街地の施設配置

先進地視察（10/1）

- ・ フラノマルシェ視察

第5回まちなか再生協議会（10/26）

- ・ まちづくり懇談会へ向けて複合庁舎建設について説明（佐藤町長）・今後の協議の進め方について

第10回まちづくり懇談会（10/31～12/7）

第6回まちなか再生協議会（1/18）

- ・ 今後の協議の進め方について
- ・ 地方創生推進交付金を活用した事業について

■住民ワークショップや高大連携の取り組みの様子



③平成29年度 基本構想・基本計画の作成

平成29年度からは、役場庁舎の建て替えと合わせて、まちなか再生に向けた計画・行動を明確にし、具体的な基本構想・計画の策定作業に取り組む方向となり、「津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」の検討を進めることとしました。

計画（案）の作成にあたっては、町民アンケートの実施や住民懇談会を開催し、住民意見を集約しました。その後、住民意見をさらに盛り込んだものとするため、パブリックコメントの実施や、住民懇談会を開催し本計画の策定に至っています。

平成29年度以降の取り組み

第1回まちなか再生協議会（7/6）

- ・ 前年度までの経過報告、地方創生推進交付金事業について
- ・ 必要機能・施設、ゾーニング素案

第2回まちなか再生協議会（7/26）

- ・ ゾーニング案、町民アンケートについて

先進地事例視察①（道内）（8/7～8/9）

町民アンケートの実施（8/15 発送）

先進地事例視察②（道外）（8/22～8/25）

第3回まちなか再生協議会（9/14）

- ・ 町民アンケート結果報告、事例視察報告

第4回まちなか再生協議会（9/25）

- ・ ゾーニング案について

第5回まちなか再生協議会（10/27）

- ・ ゾーニング案とVRの紹介
- ・ 概算事業費、事業手法、財源、地方創生推進交付金事業について

第1回住民懇談会（10/28）

第11回まちづくり懇談会（11/2～12/5）

第6回まちなか再生協議会（3/2）

- ・ ゾーニング案、計画素案の審議

第7回まちなか再生協議会（3/26）

- ・ ゾーニング案、計画素案の審議

第2回住民懇談会（4/27）

パブリックコメントの実施（5/15～5/31）

津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画策定

(3) 町民意見の整理

第5次総合計画、まちなか再生事業での住民ワークショップや高校生の取り組み、まちなか再生協議会等が出されたまちなか再生についての意見を以下にまとめます。

■第5次総合計画策定時の町のマイナス要素として出された意見

- 街が暗く、中心街ににぎわいや活気が欠けている。
- 空き店舗や空き家が多く、街が寂しいイメージが強い。
- 高齢者や女性たちが交流する場が少なく、繋がりに欠けている。
- 若者が働く場がない。
- 情報を発信する場が著しく少ない。

■まちなか再生事業（ワークショップ、協議会）で出された意見

買い物拠点、にぎわい創出、交流の拠点

- ・ 買い物拠点 ・ 国道からアクセスしやすい大きな駐車場
- ・ 集いの場（居場所）・ フリースペース・ カフェ ・ ショップ・ アンテナショップ ・ チャレンジショップ
- ・ 中心市街地に道の駅・ まちの駅
- ・ 複合商業施設 ・ ポケットパーク

空き家・空き店舗、空き地の利活用

- ・ 空き家改修 ・ 空き家管理・ 空き家リフォーム ・ リノベーション・ ゲストハウス
- ・ シャッターアート・ 集いの場（居場所）・ アンテナショップ・ チャレンジショップ
- ・ 空き地をまとめて広い土地化

住宅整備

- ・ ちょこっと暮らし住宅 ・ 移住促進住宅・ クリーンなエコハウス・ CLT タワー ・ 土地の分譲

ソフト事業系

- ・ 営業店マップ ・ 交通環境整備
- ・ 国道沿いに共通看板設置（看板統一化）・ 通りにおもしろい名前をつける
- ・ 情報発信強化、子どもに誇れる町
- ・ 地域住民が法人等を組織して運営・ 農林業で活性化 ・ 特産品、名所づくり

エネルギー

- ・再生可能エネルギー・バイオマスエネルギー・足湯・熱源共同利用・年中花が咲く場所

その他

- ・図書館・屋根付スペース・大きな公園・大きな共同駐車場・史跡表示板
- ・明るい街灯・役場を丸玉所有地に・役場跡地をドラッグストアに

第2章 まちなかの現状と課題

1. 人口推移
2. 商店街の店舗数と営業種別
3. 交通環境
4. 役場庁舎及びまちなかの公共施設の現況
5. 現状の課題整理

1. 人口推移

(1) 北海道・オホーツク管内における人口の動向

2015年から2020年の人口推移をみると、オホーツク管内市町村は軒並み減少傾向にあるものの、津別町は人口減少が顕著であり、管内では滝上町に次いで2番目に、道内では179市町村の中で39番目に人口減少傾向が強くなっています。また、2015年以降、近隣的美幌町や北見市などと比較しても、人口減少の速度が速く、今後の課題とされます。

全国的に高齢化が進む中で、2015年の津別町の高齢者人口割合は41.8%（実績値）とオホーツク管内では2番目に、北海道の市町村の中では、21番目に高い水準となっています。2040年には人口の50%以上を65歳以上の高齢者人口が占め、全国平均に比べると、高齢化の傾向はやや緩やかですが、確実に高齢化が進むことが予測されています。

市町村別人口推移

地域	総人口（人）							指数（2015年=100）						
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
全国	127,094,745	125,324,842	122,544,103	119,125,139	115,215,698	110,918,555	106,421,185	100.0	98.6	96.4	93.7	90.7	87.3	83.7
北海道	5,381,733	5,216,615	5,016,554	4,791,592	4,546,357	4,280,427	4,004,973	100.0	96.9	93.2	89.0	84.5	79.5	74.4
札幌市	1,952,356	1,974,801	1,976,367	1,959,483	1,924,460	1,870,991	1,805,120	100.0	101.1	101.2	100.4	98.6	95.8	92.5
オホーツク総合振興局	293,542	276,153	257,448	238,226	218,958	199,468	180,148	100.0	94.1	87.7	81.2	74.6	68.0	61.4
北見市	121,226	116,312	110,446	104,061	97,226	89,921	82,362	100.0	95.9	91.1	85.8	80.2	74.2	67.9
網走市	39,077	37,022	34,829	32,528	30,246	27,896	25,496	100.0	94.7	89.1	83.2	77.4	71.4	65.2
紋別市	23,109	21,249	19,356	17,447	15,553	13,743	12,032	100.0	92.0	83.8	75.5	67.3	59.5	52.1
美幌町	20,296	18,988	17,589	16,156	14,723	13,274	11,858	100.0	93.6	86.7	79.6	72.5	65.4	58.4
津別町	5,008	4,433	3,907	3,398	2,922	2,494	2,104	100.0	88.5	78.0	67.9	58.3	49.8	42.0
斜里町	12,231	11,474	10,660	9,826	9,006	8,191	7,396	100.0	93.8	87.2	80.3	73.6	67.0	60.5
清里町	4,221	3,889	3,500	3,133	2,784	2,460	2,163	100.0	92.1	82.9	74.2	66.0	58.3	51.2
小清水町	5,085	4,771	4,444	4,106	3,782	3,452	3,140	100.0	93.8	87.4	80.7	74.4	67.9	61.8
訓子府町	5,100	4,712	4,312	3,911	3,514	3,127	2,759	100.0	92.4	84.5	76.7	68.9	61.3	54.1
置戸町	3,092	2,768	2,456	2,155	1,870	1,605	1,364	100.0	89.5	79.4	69.7	60.5	51.9	44.1
佐呂間町	5,362	4,837	4,302	3,794	3,318	2,863	2,448	100.0	90.2	80.2	70.8	61.9	53.4	45.7
遠軽町	20,873	19,412	17,898	16,385	14,914	13,497	12,137	100.0	93.0	85.7	78.5	71.5	64.7	58.1
湧別町	9,231	8,422	7,623	6,865	6,153	5,466	4,800	100.0	91.2	82.6	74.4	66.7	59.2	52.0
滝上町	2,721	2,401	2,095	1,803	1,558	1,335	1,126	100.0	88.2	77.0	66.3	57.3	49.1	41.4
興部町	3,909	3,543	3,190	2,860	2,555	2,258	1,991	100.0	90.6	81.6	73.2	65.4	57.8	50.9
西興部村	1,116	1,043	975	900	842	782	723	100.0	93.5	87.4	80.6	75.4	70.1	64.8
雄武町	4,525	4,067	3,616	3,199	2,811	2,437	2,095	100.0	89.9	79.9	70.7	62.1	53.9	46.3
大空町	7,360	6,810	6,250	5,699	5,181	4,667	4,154	100.0	92.5	84.9	77.4	70.4	63.4	56.4

出典：国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」平成30年3月推計
（但し、2015年は実績値「国勢調査」より）

市町村別高齢者（65歳以上）人口割合

地域	高齢者人口割合（％）						
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
全国	26.6	28.9	30.0	31.2	32.8	35.3	36.8
北海道	29.1	32.5	34.4	36.1	38.0	40.9	42.8
札幌市	24.9	28.3	30.3	32.4	34.6	37.6	39.7
北見市	30.2	34.1	36.6	39.0	41.1	44.4	47.1
網走市	27.5	31.2	33.7	35.7	37.3	39.9	41.6
紋別市	33.6	37.4	40.0	42.4	44.3	46.8	49.0
美幌町	32.2	35.9	38.5	41.3	43.4	45.9	48.1
津別町	41.8	46.2	47.0	48.7	49.8	51.6	53.2
斜里町	30.0	33.5	34.9	36.2	36.8	38.3	39.6
清里町	35.9	38.4	40.1	41.0	41.5	44.5	46.3
小清水町	34.9	37.6	39.2	40.9	40.7	41.9	42.9
訓子府町	35.9	39.9	42.4	44.7	45.8	47.8	48.9
置戸町	42.2	46.0	48.1	49.5	51.9	54.3	56.9
佐呂間町	37.4	41.4	43.6	45.4	46.9	50.7	52.9
遠軽町	35.2	38.0	39.1	40.1	41.5	43.4	44.9
湧別町	35.8	39.3	41.6	43.5	45.2	47.8	50.0
滝上町	41.2	44.1	45.9	48.4	48.8	50.5	51.7
興部町	31.4	33.9	36.6	37.3	37.9	39.5	40.9
西興部村	32.9	34.2	34.6	36.7	36.3	37.1	39.0
雄武町	31.8	35.3	37.7	39.9	41.8	45.1	47.8
大空町	33.5	37.6	40.6	43.7	45.7	48.9	50.8

出典：国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」平成30年3月推計

(但し、2015年は実績値「国勢調査」より)

(2) 津別町の人口動向

津別町の総人口は、1960年の15,676人をピークに減少が続いており、2015年の総人口は5,008人で、ピーク時に比べて68.1%減少しています。

今後においても、全国的な減少傾向同様に、津別町でも人口減少が続いていくことが予想され、2045年には2,104人まで減少すると予想されています。

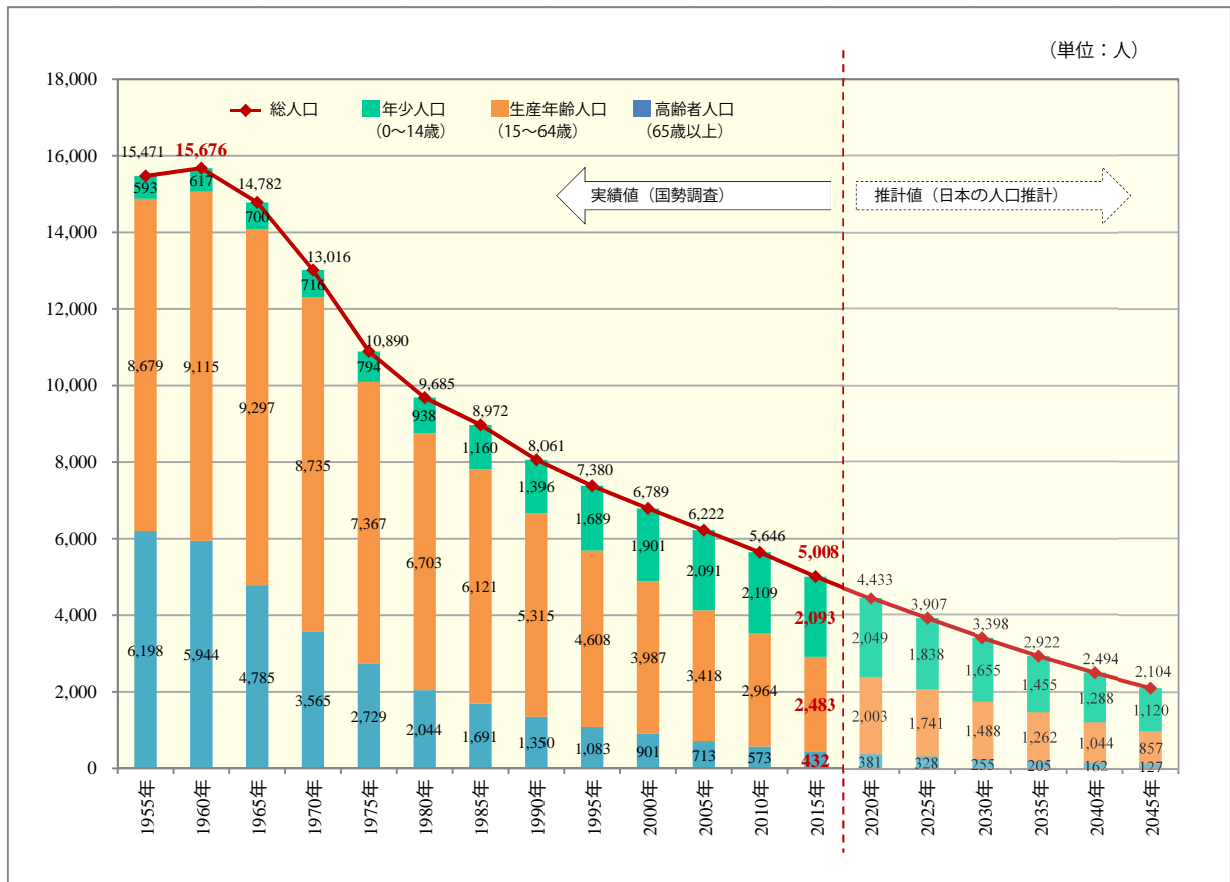
年齢階層別構成比をみても、少子高齢化は顕著です。年少人口と生産年齢人口が低下するとともに、高齢者の人口が急激に増加し、2020年には、老年人口指数102.3%に達し、生産年齢人口（15～64歳）の1人で1.1人の高齢者を支えることになると見込まれています。（社会保障・人口問題研究所の推計）

年次	総人口（人）	年少人口【0～14歳】（人）	生産年齢人口【15～64歳】（人）	高齢者人口【65歳以上】（人）	年少人口指数	老年人口指数	従属人口指数
1955年	15,471	6,198	8,679	593	71.4	6.8	78.2
1960年	15,676	5,944	9,115	617	65.2	6.8	72.0
1965年	14,782	4,785	9,297	700	51.5	7.5	59.0
1970年	13,016	3,565	8,735	716	40.8	8.2	49.0
1975年	10,890	2,729	7,367	794	37.0	10.8	47.8
1980年	9,685	2,044	6,703	938	30.5	14.0	44.5
1985年	8,972	1,691	6,121	1,160	27.6	19.0	46.6
1990年	8,061	1,350	5,315	1,396	25.4	26.3	51.7
1995年	7,380	1,083	4,608	1,689	23.5	36.7	60.2
2000年	6,789	901	3,987	1,901	22.6	47.7	70.3
2005年	6,222	713	3,418	2,091	20.9	61.2	82.0
2010年	5,646	573	2,964	2,109	19.3	71.2	90.5
2015年	5,008	432	2,483	2,093	17.4	84.3	101.7
2020年	4,433	381	2,003	2,049	19.0	102.3	121.3
2025年	3,907	328	1,741	1,838	18.8	105.6	124.4
2030年	3,398	255	1,488	1,655	17.1	111.2	128.4
2035年	2,922	205	1,262	1,455	16.2	115.3	131.5
2040年	2,494	162	1,044	1,288	15.5	123.4	138.9
2045年	2,104	127	857	1,120	14.8	130.7	145.5

【用語解説】

- **年少人口指数**：生産年齢人口（15～64歳）に対する年少人口（0～14歳）の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度を表す指標 $\text{年少人口指数} = (\text{年少人口} / \text{生産年齢人口}) \times 100$
- **老年人口指数**：生産年齢人口（15～64歳）に対する高齢者人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度を表す指標 $\text{老年人口指数} = (\text{高齢者人口} / \text{生産年齢人口}) \times 100$
- **従属人口指数**：生産年齢人口に対する年少人口と高齢者人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度を表す指標 $\text{従属人口指数} = [(\text{年少人口} + \text{高齢者人口}) / \text{生産年齢人口}] \times 100$

1. 人口推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」平成30年3月推計

2. 商店街の店舗数と営業種別

(1) 津別町内の商工業の動向

事業所数は、農林漁業を除く業種で減少しています。特に、卸売・小売業と、宿泊業・飲食サービス業については、経営者の高齢化や後継者不在、売上不振により、減少傾向が顕著であり、中心市街地の衰退を招いています。平成18年から平成26年にかけて卸売・小売業は20店舗が減少、宿泊業・飲食サービス業は15店舗の減少となっています。

(単位：軒)

区分	平成13年	平成18年	平成24年	平成26年
農・林・水産業	11	18		
農林漁業(◇)			28	34
建設業	32	30	23	23
製造業	24	24	21	19
卸売・小売業	119	78	62	58
金融・保険業	9	7	6	6
不動産業	2	2		
不動産、物品賃貸業(◇)			3	4
運輸・通信業	12			
運輸業、郵便業(◇)			10	10
情報通信業(*)		2	2	2
運輸業(*)		10		10
電気・ガス・水道・熱供給	2	1		2
飲食店、宿泊業(*)		36		
宿泊業、飲食サービス業(◇)			28	21
医療・福祉(*)		19	11	20
教育・学習支援業(*)		17	9	13
学術研究、専門・技術サービス業(◇)			6	6
サービス業	104			
生活関連サービス業、娯楽業(◇)			19	18
複合サービス業		7	5	5
サービス業(他に分類されないもの)(*)		58	29	30
公務(他に分類されないもの)	12	12		10
総数	327	321	262	291

(平成18年まで「事業所・企業統計調査」、平成24年以降は「経済センサス」より)

(◇) (*) は産業分類が変更・追加となった項目

2. 商店街の店舗数と営業種別

(2) 中心市街地の商店街店舗数

中心市街地の店舗数は、飲食店が最も多くなっています。なかでも夜間営業の飲食店が、半数を占めています。また、生鮮食品や日用品を提供する店舗が少なくなっています。

(単位：軒)

業種	幸町	本町	一条通り	大通り	東町	新町	西町	旭町	計
衣料品店	0	0	1	3	2	1	0	0	7
靴・履物店	0	0	0	1	0	0	0	0	1
食料品スーパー	0	0	0	1	0	0	0	0	1
精肉店	0	0	0	1	0	0	0	0	1
鮮魚店	0	0	1	0	0	0	0	0	1
菓子店・パン	1	1	1	0	0	0	0	0	3
食料品(その他)	0	1	0	0	0	0	0	0	1
酒	0	1	0	0	0	0	0	0	1
コンビニエンスストア	0	0	0	0	0	1	0	0	1
飲食店(居酒屋・スナック除く)	0	0	0	2	5	1	0	0	8
飲食店(居酒屋・スナック等)	0	0	4	1	3	1	0	0	9
電気店	1	1	1	0	0	0	0	0	3
自転車販売店	1	0	0	1	0	0	0	0	2
寝具店	0	0	0	1	0	0	0	0	1
書店	0	1	0	0	0	0	0	0	1
生花店	0	0	0	0	1	0	0	0	1
貴金属店	0	0	0	0	1	0	0	0	1
金物店	1	1	0	0	0	0	0	0	2
園芸用品店	1	0	0	0	0	0	0	0	1
写真店	0	0	0	1	0	0	0	0	1
クリーニング店	0	0	0	0	1	0	0	0	1
新聞販売店	0	0	0	1	1	0	0	0	2
燃料店	0	0	1	1	0	0	0	0	2
薬局	1	0	0	1	0	0	0	0	2
理容室	0	0	0	1	0	0	0	0	1
美容室	1	0	1	0	1	0	1	1	5
工場(自動車整備等)	0	1	0	1	0	0	0	0	2
整体・整骨院	1	0	1	0	0	0	0	0	2
歯科医院	0	0	0	1	1	0	0	0	2
旅客運送業	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計	8	7	11	19	16	4	1	1	67

(平成29年度 プレミアム商品券取扱店一覧より)

※一部商工会未加入・商品券非取扱店含む。また、医療・福祉、建設業、金融業を除く

3. 交通環境

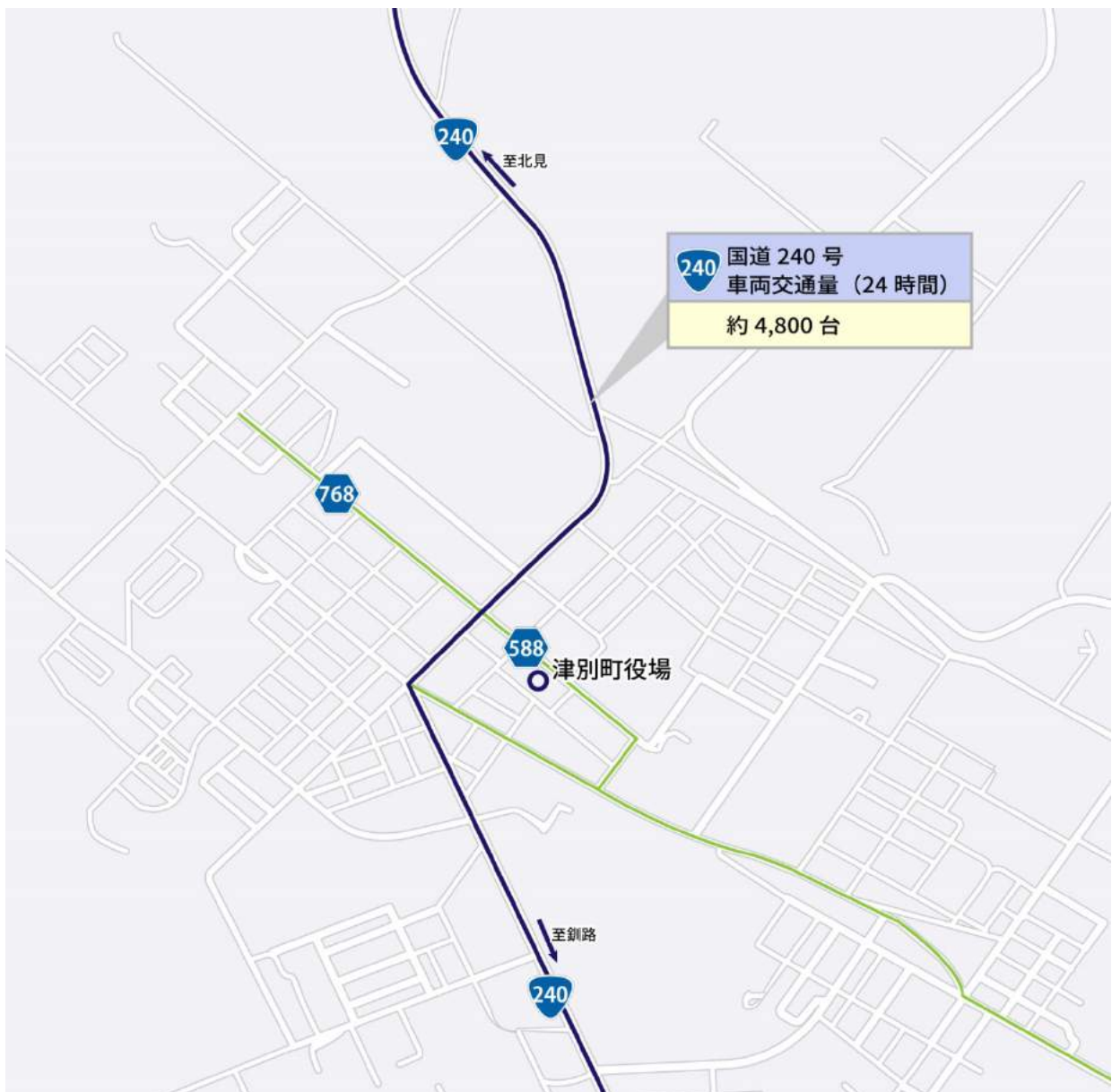
(1) 国道240号の交通量

津別町の中心市街地を通る国道240号は、網走・北見方面と釧路方面を繋ぐ重要なアクセス道路であり、一日に約4,800台の車両が通過しています。こうした行き交う車両や人を、いかにまちなかに囲い込むかが、にぎわい創出のかぎと言えます。

国道240号の自動車交通量

(国土交通省「全国道路・街路交通情勢調査 箇所別基本表」より)

調査年	平成17年	平成22年	平成27年
24時間 自動車類交通量	4,302	3,465	4,753

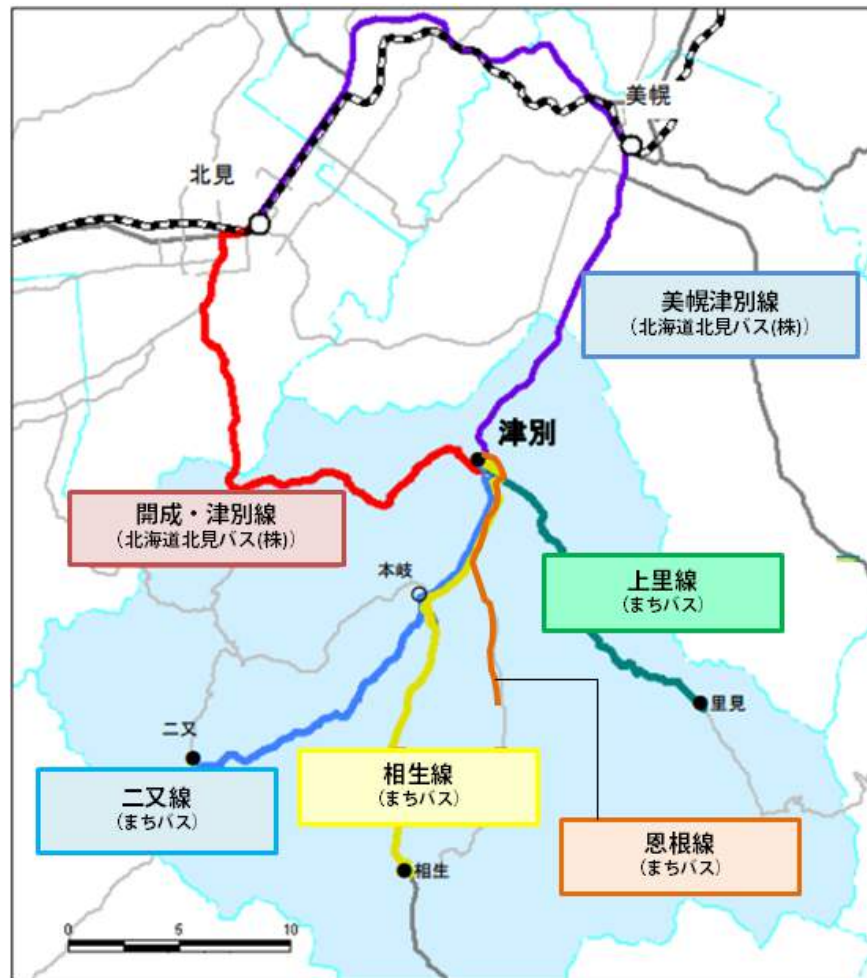


(2) 交通機関

町営バス事業の平成24年の廃止に伴い、スクールバス一般混乗による「まちバス」が4路線運行されています。市街地と北見市・美幌町とを結ぶ2つの路線については、民間の北海道北見バス(株)によって運行されています。

また、津別町には、1社のハイヤー業者があり、移動に制約のある高齢者等にとって、重要な交通手段の一つとなっています。

	説明	便数(1日当たり)	運営
まちバス	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス一般混乗 ・上里線、相生線、二又線、恩根線の4路線。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3~6便(月~土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・町営
北見バス	<ul style="list-style-type: none"> ・美幌津別線(市街地-美幌町)、と開成津別線(市街地-北見市)の2路線。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開成津別線: 5~6便 ・美幌津別線: 6~7便 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道北見バス(株)
ハイヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・2台の車両で運行。 		<ul style="list-style-type: none"> ・津別ハイヤー(有)



津別町内を運行するバス路線 ※一般混乗以外のスクールバスは除く

4. 役場庁舎及びまちなかの公共施設の現況

(1) 中心市街地の公共施設の位置

中心市街地の公共施設について、役場庁舎及び庁舎機能のある建物は、国道240号と交差する道道屈斜路津別線（道道568号）に沿い、町の比較的中心部の場所に位置しています。また、庁舎周辺には、町民生活に不可欠な病院や金融機関が存在しています。

庁舎の東側には、小中学校等の教育施設や生活改善センター（町民会館）や中央公民館などが配置され、国道240号の西側に面した場所には、平成23年に建設された多目的活動センター（さんさん館）が位置しています。



(2) 各施設の概要

役場庁舎をはじめとする多くの施設は築30～60年経過しており、建物本体・設備等の老朽化が進んでいます。また、新耐震基準より以前に建てられた建物が多く、耐震性能に不足がある状況です。バリアフリー化の状況も不十分であり、施設の利用者に配慮された建物とはなっていません。

今後、これらの公共施設を継続利用するためには、耐震補強やバリアフリー化を含めた対策が必要であると考えられます。

津別町役場



議会議事堂



4. 役場庁舎及びまちなかの公共施設の現況

第二庁舎（社会福祉協議会）



林業研修会館



多目的活動センター（さんさん館）



消防署



生活改善センター（町民会館）



児童館



中央公民館



公衆浴場



まちなかの公共施設の概要

施設名	築年月	構造	階数	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	耐震性能	バリア対応	職員数	部局配置
① 役場庁舎 木造部 増築 (税務・財務・電話交換等) 増築 (職員研修室・流し等) 増築 (当直室廊下・水道課等) 増築 (渡り廊下：林研) 増築 (正面玄関)	昭和 33 年 7 月	RC	2 階・B1	1276.49	6566.38	旧耐震	△	正職員 97 名、 臨時職員等 8 名	会計課、住民企画課、 総務課、保健福祉課、 産業振興課、建設課、 農業委員会
	昭和 33 年 7 月	一部木造	1 階	183.87					
	昭和 40 年	RC	1 階	88.12					
	昭和 43 年	木造	2 階部分	76.88					
	昭和 46 年 8 月	木造	1・2 階	94.19					
	昭和 55 年 10 月	木造	1・2 階	17.55					
	平成 1 年 12 月	RC	1 階	100.86					
			延床面積 計	1837.95					
② 議会講事堂 増築	昭和 48 年 12 月	RC	2 階	1102.60	(庁舎に含まれる)	旧耐震	×	議会事務局：正職員 2 名、 臨時職員 1 名 生涯学習課：正職員 5 名	議会事務局、教育委員会
	昭和 48 年 12 月	鉄骨	2 階	27.40					
			延床面積 計	1130.00					
③ 林業研修会館	昭和 55 年 10 月	鉄骨	2 階	536.61	(庁舎に含まれる)	旧耐震	×	非常駐	なし
④ 第 2 庁舎 (社会福祉協議会)	昭和 41 年 11 月 (平成 7 年 3 月取得)	木造	2 階	383.13	545.45	旧耐震	×	社協 5 名、臨時職員	なし
⑤ 津別消防署	昭和 47 年 (増築有り)	RC	2 階+塔屋	995.56	4958.09	旧耐震	×	事務組合	津別・美幌広域事務組合
⑥ 多目的活動センター (さんざん館)	平成 23 年 3 月	木造	1 階	396.90	2115.72	新耐震	△	正職員 1 名、臨時職員等 3 名	産業振興課
⑦ 中央公民館 増築	昭和 57 年 10 月	RC	3 階	2602.00	13490.34	旧耐震	△	正職員 8 名、臨時職員 2 名	教育委員会
	平成 7 年 11 月	RC	1 階	20.28					
			延床面積 計	2622.28					
⑧ 農業者トレーニングセンター	昭和 58 年 8 月	鉄骨・一部 RC	2 階	1796.50	(中央公民館に含まれる)	新耐震	△	正職員 0、 津別町振興公社職員 1 名	なし
⑨ 生活改善センター (町民会館)	昭和 45 年	RC	2 階	1327.31	2885.58	旧耐震	×	正職員 0、 津別町振興公社職員 4 名	なし
⑩ 児童館	昭和 44 年	RC	2 階	875.22	(町民会館に含まれる)	旧耐震	×	正職員 0、臨時職員等 5 名	教育委員会
⑪ 公衆浴場	昭和 63 年	RC・一部鉄骨	1 階	163.60	489.95	新耐震	×	正職員 0、 津別町振興公社職員 1 名	なし
⑫ K ニット跡 増築	昭和 51 年 4 月 (取得)	鉄骨	1 階	1165.00	2416.56	旧耐震	×	非常駐	なし
	平成 4 年 12 月	鉄骨	1 階	211.25					
			延床面積 計	1376.25					

4. 役場庁舎及びまちなかの公共施設の現況

(3) 各施設の利用者数

■生活改善センター（町民会館）

生活改善センター（町民会館）の年間の利用者数は12,920人、利用件数は689件です(平成28年度実績)。利用者数は年々減少傾向にありましたが、改修工事（平成21年度）以降は、おおよそ13,000人前後で推移しています。



■中央公民館

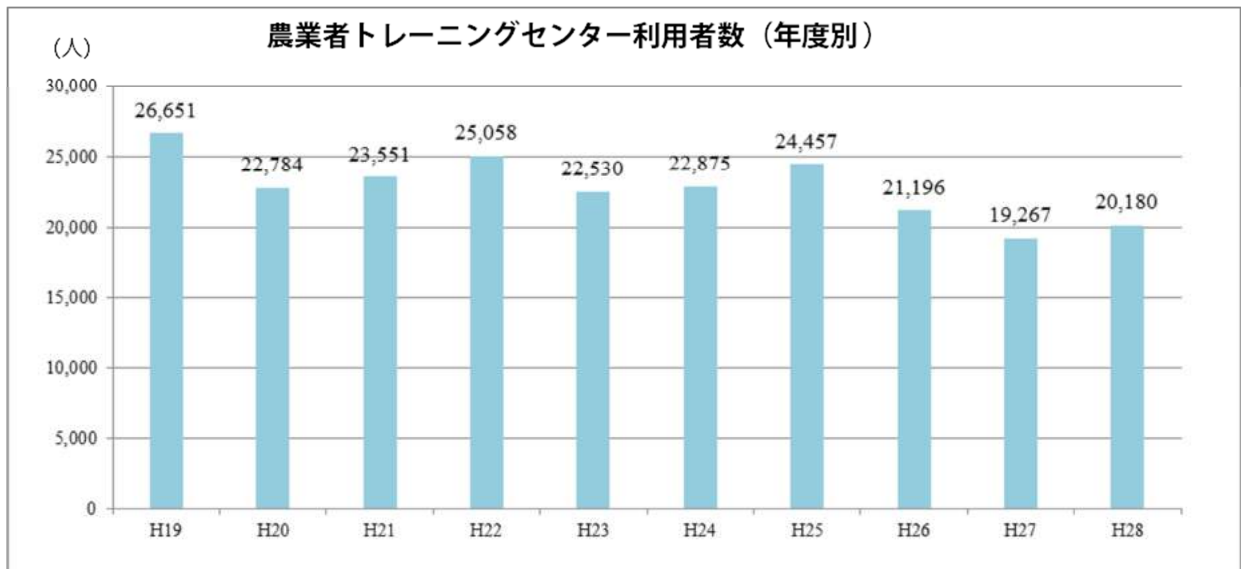
中央公民館の年間の利用者数は15,453人、利用回数は944件となっています（平成28年度実績）。平成21年度をピークに以降利用者数は減少傾向にあります。



4. 役場庁舎及びまちなかの公共施設の現況

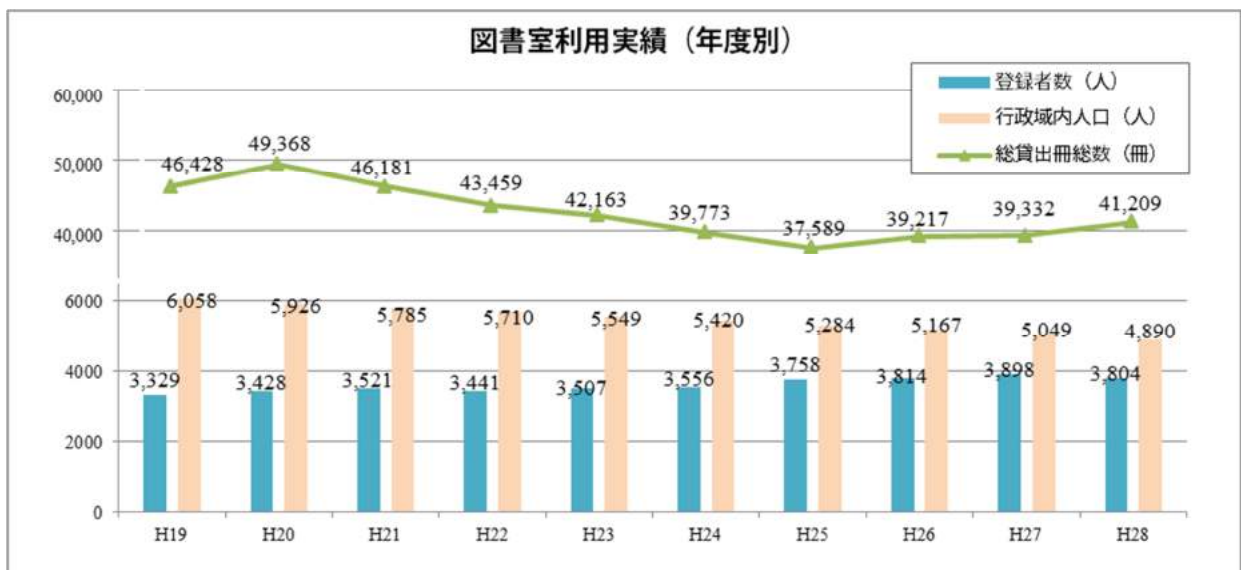
■農業者トレーニングセンター

農業者トレーニングセンターの年間利用者数は、20,180人となっています（平成28年度実績）。この10年間で利用者数は、約25%減少しています。年間では8月～11月、3月の利用が多く、バレーボールやバスケットボール等の団体球技での利用が多くなっています。



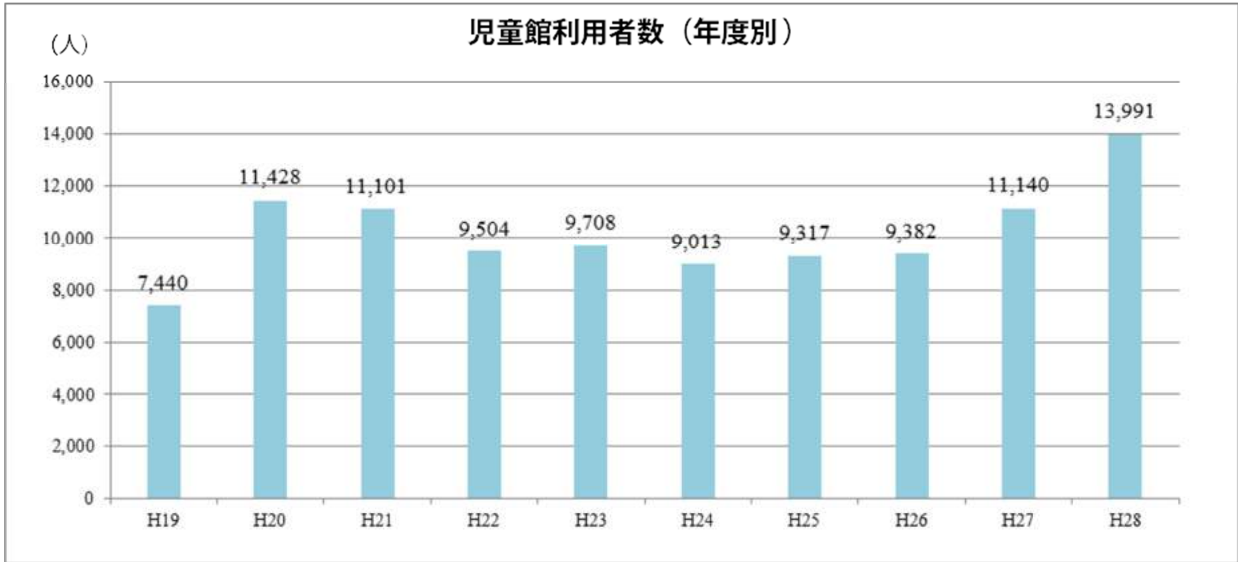
■図書室

中央公民館内の図書室の登録者数は、横這いで推移しています。図書の総貸出総数は、平成20年度をピークに減少していましたが、平成25年度より増加に転じています。



■児童館

児童館の利用者数は、年間 13,991 人です(平成 28 年度実績)。利用者数は増加傾向にあり、平成 20 年度より放課後クラブを実施したこともあり、この 10 年間で利用者数は倍増しています。



■公衆浴場

公衆浴場の年間入浴者数は、6,307 人となっています（平成 28 年度実績）。

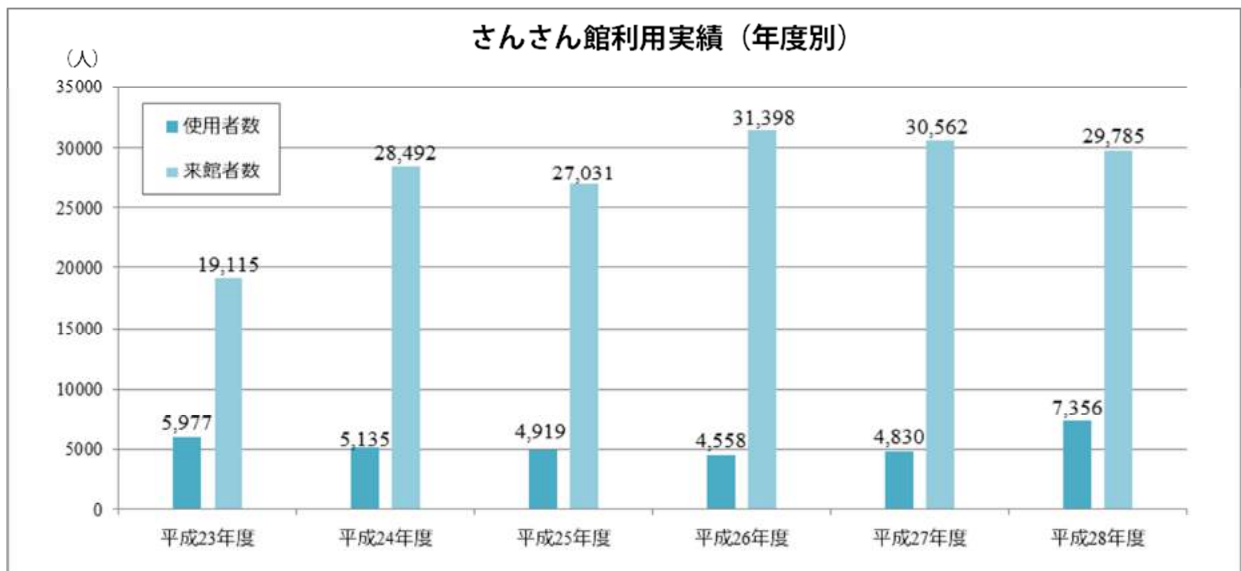
入浴者数は年々減少傾向にあり、平成 20 年度の 9,931 人から 6 割近くに減っています。また、「高齢者」の利用者数が半分以下に減少していることがわかります。



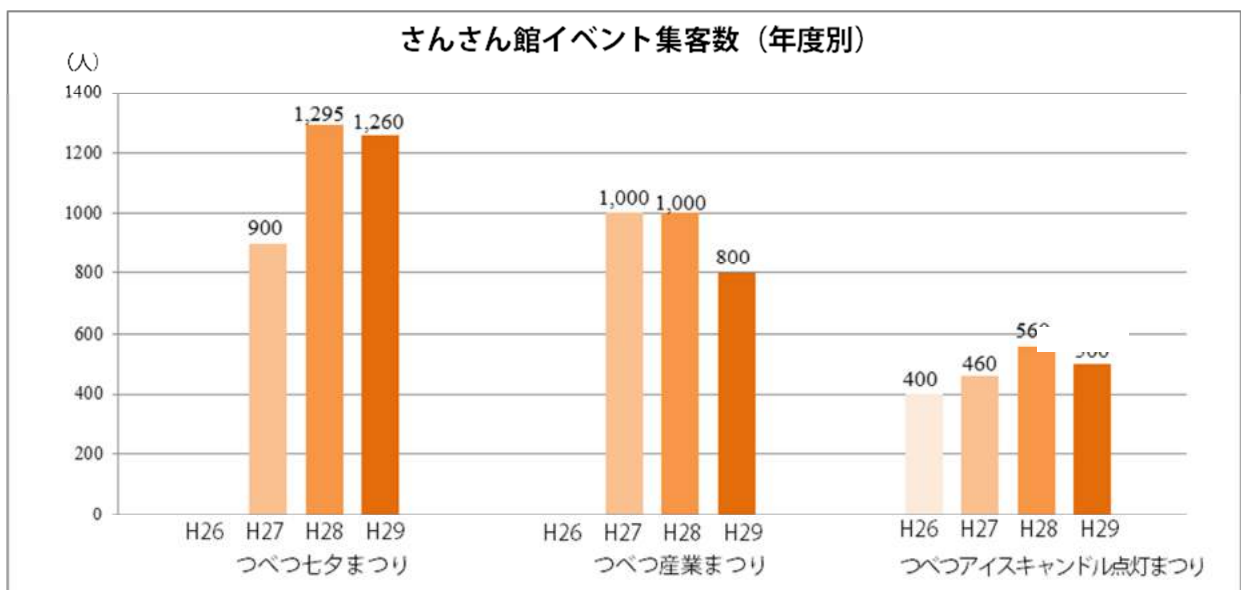
■多目的活動センター（さんさん館）

さんさん館の年間来館者数は 29,785 人、研修室や多目的ホールなどの館内施設の利用者は 7,356 人となっています（平成 28 年度実績）。

平成 23 年のオープン以来、来館者数は増加していましたが、平成 26 年以降はやや減少しています。施設の利用者数は増加しており、平成 28 年度は過去最高の実績でした。



さんさん館で開催されるイベントについては、「つべつ七夕まつり」、「つべつ産業まつり」は、それぞれ 1,000 人前後の集客数がありますが、平成 29 年度についてはやや減少しています。冬季に開催されるアイスキャンデル点灯まつりは 500 人程の集客数となっています。



5. 現状の課題整理

(1) まちなかの現況の整理

まちなかの現況と、前章であげたこれまでの経過で出された意見から、まちなかの課題を整理します。

課題① 生活環境・機能の低下

役場庁舎や議会議事堂、林業研修会館、消防署をはじめとする公共施設の老朽化が顕著であり、まちなかの生活機能の低下を招いています。また、耐震性の不足が指摘されており、防災上の面からも対策が必要な状況となっています。

さらに、日常生活を送る上で必要不可欠な、買い物環境の充実や、図書室の機能の充実、駐車場の充実などが課題としてあげられています。

課題② にぎわいの減少

経営者の高齢化・後継者不足の影響で中心市街地の店舗数は年々減少しており、空き地・空き店舗が増加していることと合わせて、まちなかのにぎわいを欠く原因となっています。町民からは、まちなかの印象として「暗い」「活気がない」とする意見が挙げられています。また、中心市街地を通る国道240号には、1日あたり約4,800台の車両が通行しているものの、通過客が大半を占め、その交通量の多さを活かしてきれていないのが現状です。

さらに「オーガニック牛乳」や「つべつ和牛」など魅力ある資源が豊富にあるものの、特産品の販売場所や町内でその素材を楽しめる飲食店が少ないこと、情報発信も十分ではないことから、来町者の物販・宿泊等の消費行動につながりにくい状況にあるといえます。

課題③ コミュニティの場の不足

町内には、さんさん館、町民会館など交流施設があるものの、利用が有料であり、事前申し込みが必要であるなど、誰でも利用したい時に気兼ねなく利用できる開かれた場所は少ないのが現状です。

このように、住民が気軽に集えて、世代間の交流ができる場所や、憩いの場の不足が課題としてあげられています。

まちなかの現状と課題

【生活機能・環境の低下】

- 公共施設の老朽化・耐震性不足（役場庁舎・議事堂・林業研修会館・消防署）
- 図書室の機能不足
- 日常の買い物環境の機能不足
- 駐車場の不足

【にぎわいの減少】

- 人口減少・高齢化の進行
- 中心市街地の店舗数の減少
- 空き店舗・空き地、空き家の増加
- 中心市街地の活気の低下
- 街が暗い

【コミュニティの場の不足】

- 地域交流の場の不足
- 住民の憩いの場の不足

(2) 役場庁舎等における課題

①耐震性及び危機管理面での不安

庁舎は、住民の生命と財産を守るための役割を担う重要な施設に位置付けられており、災害時も本庁舎が使用可能な状態でなければならず、同じく付帯する林業研修会館及び議会議事堂についても、使用可能な状態が望まれます。しかし、平成25年度及び28年度に実施した各施設の耐震診断では、耐震性がなく、大地震発生時は、倒壊するおそれが高いとの結果が出ています。

また現在の建物は、災害時の復旧活動や行政機能維持のための電力や給排水の確保、備蓄倉庫等のスペースの不足など防災拠点としての対策が十分ではありません。

したがって、本庁舎、林業研修会館及び議会議事堂は、地震発生時に、防災拠点及び災害復興の拠点として果たすべき役割が担えない事態が想定されます。

本庁舎耐震診断調査結果【平成25年度実施】

階	方向	構造耐震指標 (Is 値)	構造耐震判定指標(Iso 値)	耐震性
2階	X方向(東西)	0.685	0.675	有り
	Y方向(南北)	<u>0.446</u>		無し
1階	X方向(東西)	<u>0.539</u>		無し
	Y方向(南北)	<u>0.382</u>		無し

林業研修会館耐震調査結果【平成28年度実施】

階	方向	構造耐震指標 (Is 値)	構造耐震判定指標(Iso 値)	耐震性
2階	X方向(東西)	<u>0.186</u>	0.705	無し
	Y方向(南北)	<u>0.105</u>		無し
1階	X方向(東西)	<u>0.186</u>		無し
	Y方向(南北)	<u>0.105</u>		無し

議会議事堂耐震調査結果【平成28年度実施】

階	方向	構造耐震指標 (Is 値)	構造耐震判定指標(Iso 値)	耐震性
2階	X方向(東西)	0.739	0.675	有り
	Y方向(南北)	0.875		有り
1階	X方向(東西)	<u>0.413</u>		無し
	Y方向(南北)	<u>0.497</u>		無し

【震度6強以上の大規模地震に対する安全性の評価指標】(国土交通省告示第184号)

耐震強度の指標 (Is 値)	0.3 未満	0.3 以上～0.6 未満	0.6 以上
建物の地震に対する安全性	倒壊又は崩壊の危険性が高い	倒壊又は崩壊の危険性がある	倒壊又は崩壊の危険性は低い
		危険性	

② 施設・設備の老朽化

昭和33年に完成した現庁舎は、建築から60年が経過し、法定耐用年数*の50年を既に超えています。全体的に老朽化が進んでおり、危険箇所等については随時修繕を行っていますが、抜本的な構造改修が困難な箇所もあります。

また、暖房・照明・衛生・排水設備等については、大規模修繕が必要な時期ですが、費用対効果を考えると改修が困難な状況にあり、冬の寒さと事務室の暗さは事務効率の妨げとなっています。

③ 庁舎の分散化

本庁舎の構造上、ワンストップサービスなど総合窓口の充実が難しい状況にあり、住民サービスの利便性の面において、課題となっています。窓口や待合室のスペースも十分確保できていない状況です。

また、議会議事堂1階に生涯学習課の学校教育グループが配置され、中央公民館に社会教育グループが配置されるなど事務所が分散しています。さらには、住民企画課の5グループのうち、住民環境グループと企画グループ、税務収納グループは1階正面付近に配置され、財政グループは同階東口付近に、地方創生推進グループは庁舎2階に配置されています。このように事務スペースが分散していることは、行政効率及び事務機能の低下を招く要因となっています。



【用語解説】

・**法定耐用年数**：「減価償却資産の耐用年数に関する省令」に基づいた耐用年数を使用。この省令によると、耐用年数は鉄筋コンクリート造建物で50年、鉄骨造で38年、木造で24年などとなっている。

④ バリアフリーへの対応不足・プライバシーの確保

手すりや多目的トイレの設置など、高齢者や障がい者等への配慮を心掛けてはありますが、庁舎内の至るところに段差があり、上下階の移動は階段のみでエレベーターが無いなど、構造的な限界によりバリアフリー対応が十分に図られていません。また、授乳室等がなく、乳幼児や子ども連れの来庁者にとっても利用しにくく、来訪者や相談者等のプライバシーを守る機能も不十分な状況です。



⑤ 駐車場の不足

本庁舎の駐車場は、庁舎の東側と西側、議会議事堂前に計 121 台分を確保していますが、窓口の繁忙期や議会の開催、会議の開催が重なる場合は、満車状態になるなど駐車場が不足し、来庁者にストレスを与える要因となっていると考えられます。特に降雪期には深刻な現状にあります。町民アンケートの結果においても駐車場の不足が指摘されています。



役場庁舎等の課題

- 庁舎等の老朽化及び耐震性能の面から、早期の整備が必要です。
- 災害対策本部として、機能を発揮できる危機管理拠点としての強化が必要です。
- 窓口や待合室等の住民サービスを提供するスペースの充実と利便性の向上が必要です。
- 分散・狭あいにより行政効率が低下しています。
- 庁舎内にエレベーターがなく、段差が多いなど、バリアフリー対応の充実が必要です。
- 駐車場の充実が求められています

第3章 まちなか再生の基本的な考え方

1. 基本目標（コンセプト）
2. 基本方針
3. まちなか再生のゾーニング

1. 基本目標 (コンセプト)

第2章のまちなかの現状と課題から、少子高齢化の進行や、中心市街地の空洞化が進んでいることがわかります。

このように縮小する中心市街地において、目指すべきところは、機能が集約されたコンパクトなまちなかを実現させ、人々が、行きたい・住みたいまちなかへと転換させること、その結果として、人が集まるようになることで、にぎわいが生まれ、まちなかの活性化につなげていくことです。さらには、まちなか再生による効果を、全町的なにぎわいや活性化に波及させていくことを目指します。

以上のことから、本計画におけるまちなか再生のコンセプト及び4つの基本方針を以下のとおり掲げ、事業推進を図ります。

まちなか再生の基本コンセプト

つながりがにぎわいを生む、歩いて暮らせるコンパクトシティ

まちなか再生に向けた4つの基本方針

- ① 誰もが安全で安心して歩いて暮らせるコンパクトなまちなか
- ② まちなかのにぎわい創出
- ③ まちなか居住の推進
- ④ 空き家・空き店舗、空き地の利活用

2. 基本方針

基本方針

1 誰もが安全で安心して歩いて暮らせるコンパクトなまちなか

少子高齢化・人口減少の進行により縮小する社会に対応し、子育て世代や高齢者が安全に安心して暮らすことのできるコンパクトなまちなかの実現を目指します。

(1) 中心市街地への機能集中

●新役場庁舎を核とした行政機能の集約・効率化

健康福祉センターを含んだ複合庁舎を中心に、行政機能を集約し、行政サービス提供の効率化を図ります。

●生活の基盤となる機能の確保・集約化

新庁舎周辺には、医療・福祉・商業・住居・子育て支援等、生活の基盤となるサービス・機能を近接させ、歩いて暮らせる利便性の高いまちなかの形成を目指します。

●公共施設の集約・複合化

既存の公共施設との連携、効率的な活用について検討し、まちなかの機能を高めます。

(2) 安全・安心の環境づくり

●良好な住居環境の整備【まちなか居住の推進】

高齢者や若者世代に対する住宅の整備や、空き家の活用と流通の促進、そのための支援などを図り、まちなかへの居住者の受け皿づくりを進めます。

●交通環境の整備【まちなかへのアクセスを向上させる】

誰もが安全に移動することができ、アクセスしやすいまちなかを目指すため、道路・歩道の拡幅・再編、中心市街地の駐車場の整備を進めます。交通結節点としてのバスターミナルの整備や、地域内交通の充実を図ります。

●再生可能エネルギーの利活用（環境負荷の軽減）

将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため、木質バイオマスを中心に再生可能エネルギーの導入を推進し、環境負荷の軽減を図ります。

基本方針**2 まちなかのにぎわい創出**

中心市街地に特産品等の地域の魅力を発信する場と、地域コミュニティの場を整備し、多くの人々が訪れ、交流することにより、まちなかのにぎわいを生み出すことを目指します。

(1) にぎわい創出のための拠点整備と仕掛けづくり**●まちなかのにぎわい拠点の整備**

- ・特産品販売を行うマルシェの開催等、町外からも人が集まり、にぎわいの中心となる拠点を整備します。
- ・既存施設でのイベントの見直しや、特産品の販売戦略等、集客に繋がるコンテンツを強化します。
- ・空き家・空き店舗を活用し、中心市街地の魅力の向上を図ります（起業の促進）。

(2) 地域コミュニティの場の形成**●コミュニティスペースの整備**

集約した中心市街地に誰もが利用しやすい、憩いの場の機能や、小規模なコミュニティ活動が可能なスペースを設け、安心して暮らせるまちなかを目指します。

基本方針**3 まちなか居住の推進**

子どもから高齢者、障がい者まで全ての人が安心して暮らせることができるよう、中心部に公共機関、病院、商業等の機能を集約すると共に、子育て世代や高齢者が暮らせる住環境の充実を図り、地域コミュニティの維持と歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指します。

(1) 多様な居住ニーズや高齢化に対応した住宅等の整備・供給

医療・福祉施設等と連携した高齢者向け施設等の充実や、移動手段を持たない高齢者でも、徒歩圏内に生活に必要な機能を集約するなど、高齢者等が安心して暮らせる住環境づくりを行います。

(2) 空き家・空き地等の既存ストックの有効活用

既存住宅のリフォームの促進や、空き家・空き地の有効活用、住み替え、マッチングの仕組みづくりを行い、魅力あるまちなかの実現を目指します。

(3) まちなか居住を支える生活基盤の整備・充実

高齢者、子育て世帯等にとって、利便性の高いまちなか居住を実現するため、商業や医療福祉などの生活関連サービス機能の充実や、まちなかのにぎわい創出の取組等との連携を図ります。

安全で歩きやすい道路整備や公園・広場の確保など人にやさしいまちづくりを進めます。

基本方針

4 空き家・空き店舗、空き地の利活用

移住・定住の促進や、住宅ストックの循環利用、起業の創出を図り、まちなかのにぎわい創出や魅力を向上させるため、積極的に空き家・空き店舗の利活用を進め、そのための調査・情報収集、周知・啓発を進めます。

(1) 安全・安心なまちなかを確保するための適正な管理

管理不全な空き家や老朽化した家屋は、倒壊の危険性があり、治安の面からも取り壊しや適正な管理について「津別町空き家等対策計画」に基づいて、対応していきます。

(2) 空き家調査、データベース化と空き家利活用促進

「津別町空き家等情報登録制度」の登録促進、「北海道空き家バンク」との連携を進め、利活用可能な空き家の流通促進を図ります。

(3) 空き家利活用事業

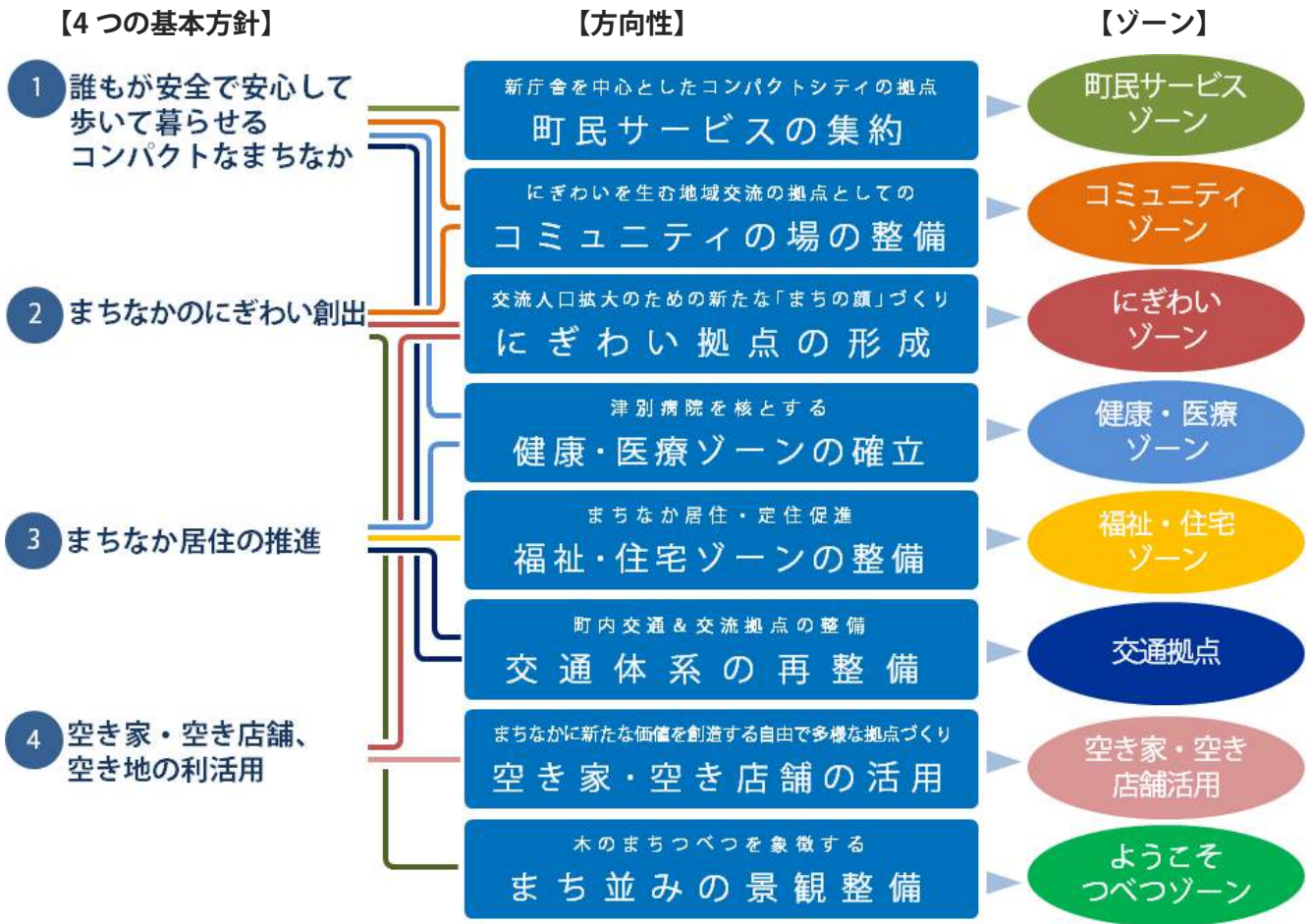
まちなかに増え続ける空き地や、空き家に新たな価値を生み出し、地域のコミュニティ活動の場とにぎわい創出の場として活用します。また、津別町での暮らしぶりや、仕事に関わる移住関連の情報の積極的な発信を行い、まちなかの魅力向上を図ります。

3. まちなか再生のゾーニング

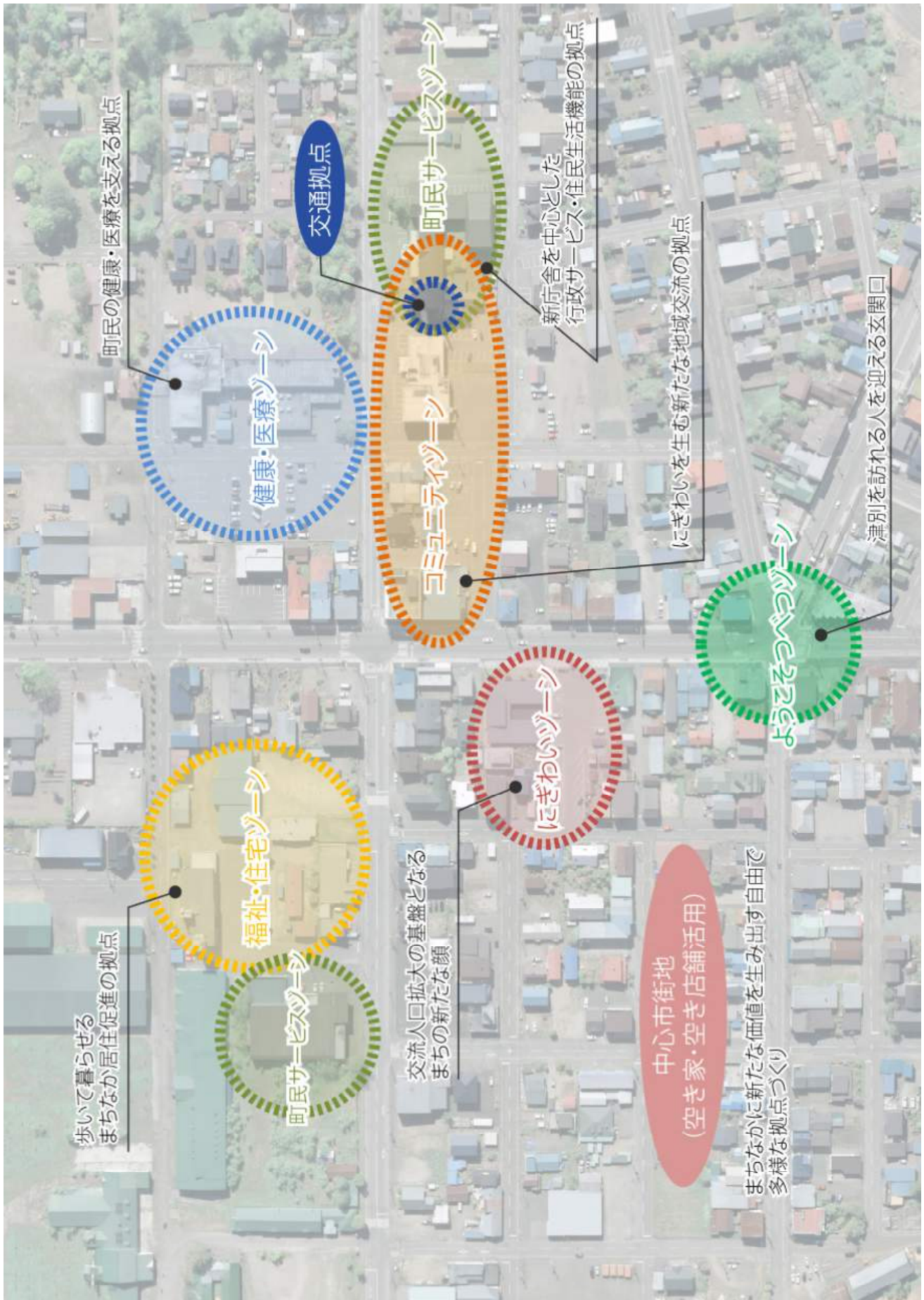
中心市街地の再活性化のためには、機能をコンパクトに集約し、にぎわいを持たせる仕掛けづくりを行い、その効果をさらに周辺エリアに波及させる必要があります。

本計画では、まちなかの活性化を図るために、基本方針から方向性を見出し、以下の「8つのゾーン」を設定しました。

なお、ゾーン全体においては、公園緑地の整備や道路・公共施設等の緑化を推進し、木のまちつべつに相応しい緑を感じられる景観の形成を図っていくものとします。



ゾーニング図



■ 第4章 まちなか再生のゾーン別整備計画

1. ゾーン別の考え方
2. 各施設の整備方針
3. 概算事業費の想定

1. ゾーン別の考え方

前章で提案した8つのゾーンについて、各ゾーンに必要な機能・施設を次のように整理します。

なお、新設予定の各施設の建物配置・規模・事業手法や管理運営については、別途計画、設計段階で検討していきます。

① 町民サービスゾーン

新庁舎を中心とした行政サービス・住民生活機能の拠点

行政サービス、行政運営の拠点として、まちの核ともいえる役場庁舎を中心に、生活に必要な不可欠な機能を集約した「町民サービスゾーン」として位置付けます。

役場庁舎の他、子どもから高齢者まで住民の健康福祉を支える拠点として健康福祉センター、役場庁舎と同様に老朽化が進む消防庁舎、これらの施設をコンパクトに集約することで、町民サービスの向上を図り、利便性が高く、暮らしやすいまちなかを目指します。

拠点となる施設 **役場庁舎、健康福祉センター、消防署など**

② コミュニティゾーン

にぎわいを生む新たな地域交流の拠点

町民アンケートや、過去のワークショップなどから、買い物拠点の整備や、まちなかにおいて気軽に入れるコミュニティの場の不足が指摘されています。そこで、スーパーマーケットを核とする複合商業施設、多世代が利用する図書館を交通拠点と隣接させ、その周辺一帯を住民の「コミュニティゾーン」として位置付けます。

買い物拠点、図書館、交通拠点の一体的な整備を図ることで、多世代が自由に利用でき、憩いのある場を形成し、人と人との交流が新たなにぎわいを生み出すまちなかの実現を目指します。

拠点となる施設 **図書館、複合商業施設など**

③ にぎわいゾーン

交流人口拡大の基盤となるまちの新たな顔

まちなかのにぎわいを創出するためには、人々が立ち寄り、歩きたくなるような仕掛けづくりが必要です。通行車両の多い国道240号沿いに面し、現在各種イベントの開催場所となっている多目的活動センター（以下、さんさん館）を集客施設と位置付け、その一帯を「にぎわいゾーン」として設定します。

にぎわいゾーンでは津別町の特産品等を販売する「つべつマルシェ」の開設など、人と「モノ」が集まる集客装置としての機能やコンテンツを充実させ、交流人口の拡大を図り、まちなかの活性化に重要なにぎわいを創出する拠点として、コミュニティゾーンと連携し、強化していきます。

拠点となる施設 **多目的活動センター（さんさん館）、つべつマルシェなど**

④ 健康・医療ゾーン

町民の健康・医療を支える拠点

津別町の医療の重要拠点である津別病院の周辺を「健康・医療ゾーン」として位置付けます。

同じく、まちなかに健康福祉センターや、高齢者向け施設等を配置することで、福祉関連サービスと密な連携が図られ、子どもから高齢者、障がいのある方まで誰もが安心して暮らせるまちなかを目指します。

拠点となる施設 **津別病院**

⑤ 福祉・住宅ゾーン

歩いて暮らせるまちなか居住促進の拠点

まちなか居住の促進を図るため、現在の消防署周辺を「福祉・住宅ゾーン」として位置付け、高齢者向け等の施設予定地とし、健康で安心して暮らせるまちなかを目指します。

拠点となる施設 **高齢者向け施設など**

⑥ 交通拠点

アクセスしやすく歩いて暮らせるまちなかを実現

町内の交通、都市間交通の拠点であるバスターミナルを町の「交通拠点」としてコミュニティゾーン内に整備することで、車を持たない高齢者等でも歩いて暮らせるまちなか、誰もがアクセスしやすい利便性の高いまちなかの実現を目指します。

拠点となる施設 **バスターミナル、ハイヤー乗り場**

⑦ 中心市街地の空き家・空き店舗活用

まちなかに新たな価値を生み出す自由で多様な拠点づくり

空き家や空き地、空き店舗は、まちなかの空洞化と活気の低下をイメージさせる存在です。空き家等をまちなかの有用なストックと捉え、まちなかのにぎわいや新たな価値の創出の場として位置づけ、住宅としての再利用や起業推進の拠点として積極的に活用します。

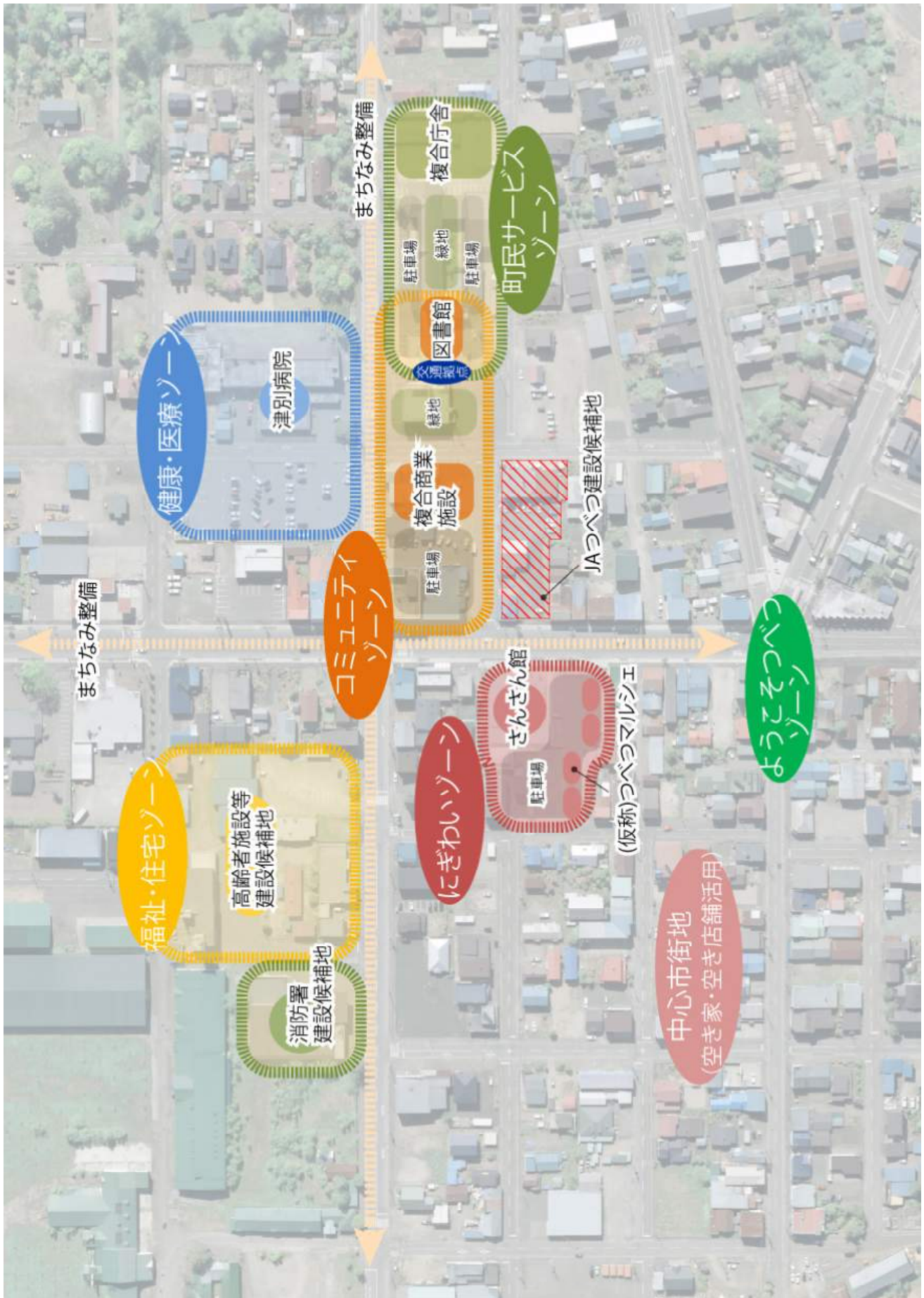
⑧ ようこそつべつゾーン

津別を訪れる人を迎える玄関口としての整備

国道 240 号の五差路周辺を、津別を訪れる車・人たちを迎え入れるシンボリックなエリアとして位置付けます。空き店舗を活用したポケットパーク（小公園）や、「木のまち・つべつ」を象徴する統一デザインによる景観整備を目指します。

※各ゾーン及び施設の整備に際しては、周辺道路・歩道の拡幅・再編や環境全般において、誰もが安全で安心して利用できるものとなるよう、国・道を含めた関係諸機関との連携・調整を十分に図り、計画を推進していきます。あわせて、各ゾーンにおける地権者等との権利関係調整には万全を期し、合意形成を慎重に進めていきます。

ゾーン別の施設配置案



※温浴施設の位置及び整備時期については、公衆浴場の更新と合わせ、別途検討します。

2. 各施設の整備方針

8つのゾーンで示した拠点となる施設について、各施設の整備方針を整理します。

なお、新設予定の各施設の建物配置・規模・事業手法や管理運営については、別途計画、設計段階で検討してまいります。

(1) 役場庁舎・健康福祉センター

行政機能・健康福祉センターを集約した、防災機能に優れたコンパクトシティの拠点となる新庁舎

町役場、議会機能、健康福祉センター（社会福祉協議会含む）を集約した複合庁舎を新設します。利便性と町民サービスの向上を図り、誰もが使いやすい施設を目指します。また、町の防災拠点として十分に機能を果たす耐震性能に優れた庁舎を整備します。

①行政サービスの集約化

役場機能・議会機能を集約し、窓口サービスのワンストップ化を図り、利用者にとって利便性の高い庁舎を整備します。

②健康福祉センターの整備

社会福祉協議会、保健センターを集約した、健康福祉センターを併設し、乳幼児から高齢者まで住民の健康と福祉を支える拠点とします。

③防災拠点

町の防災拠点として機能するよう耐震性・安全性に優れた庁舎を整備します。

なお、複合庁舎の基本機能・整備方針については、第6章・第7章で詳細を説明します。

(2) 消防庁舎

高い消防機能・防災機能を備えた消防活動拠点の再整備

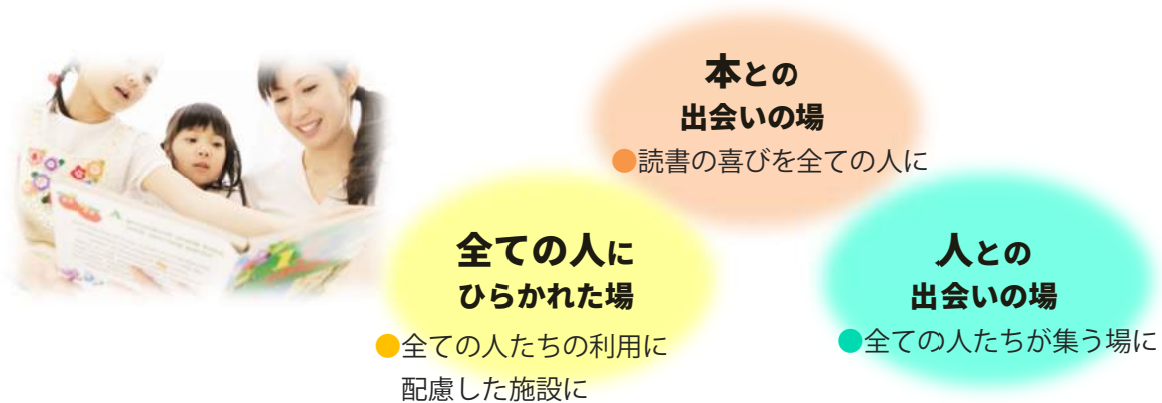
昭和47年に建設された現在の消防署は、老朽化が進み、耐震性の不足も指摘されています。消防署は、重要な消防活動拠点施設であり、住民の安全・安心な暮らしを支える防災拠点であることから、被災による消防機能の低下を防ぎ消防活動の継続を図るために、災害に強い消防施設の整備の検討を行います。

(3) 図書館

本との出会いと学び、交流の拠点として、町民の居場所となるような図書館

津別町には昭和33年に旧役場庁舎を改築した「津別町公民館」の付属図書室として設置された後、昭和44年12月に「津別町青少年会館」の落成を機に老朽化した公民館からの移設を経て、昭和57年9月に「津別町中央公民館」内に開設され、今日に至っており、生涯学習の場として、これまで町民に親しまれてきました。しかし、施設の老朽化や蔵書の増加による開架スペースの不足、近年の公共図書館に求められる機能の変化といった様々な課題に直面しています。町民アンケートやこれまでのワークショップからもまちなかへの図書館の設置を求める声が多くありません。

こうしたことから、生涯学習施設、情報発信の場として、誰もが気軽に利用できる開かれたコミュニティ拠点として、図書館を新たに整備することとします。



①本との出会いの場

たくさんの本と出会うことによって、読書の喜びと楽しさを子どもからお年寄りまで全ての人たちに広める場を目指します。

②全ての人にひらかれた場

子どもからお年寄りまで全ての人たちの利用に配慮した機能配置と、明るく、ぬくもりが感じられる施設を目指します。

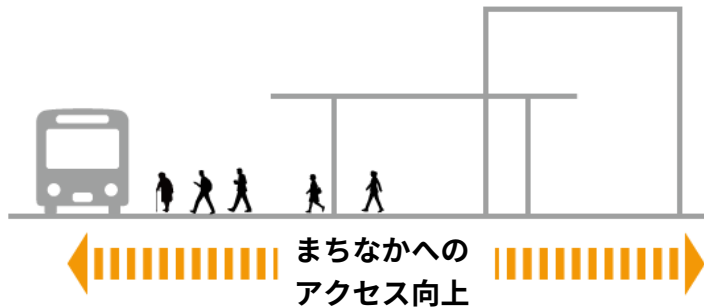
③人との出会いの場

図書館を拠点とする文化活動を推進します。各種講座や行事を通じて、子どもからお年寄りまで全ての人たちが集う場所を提供します。

(4) 交通拠点施設（バスターミナル・ハイヤー乗り場）

「歩いて暮らせるまちなか」を支える交通基盤の拠点の整備

役場庁舎や買い物拠点、医療施設等に近接した立地にバスターミナル、ハイヤー乗り場を集約・整備することで、まちなかへのアクセスを容易にし、歩いて暮らせる利便性の高いまちなかを実現します。



(5) 複合商業施設

町民生活にとって必要不可欠な買物環境の整備

食料品や日用品購入などの買い物環境の整備は、町民の日常生活においても、また、車を持たない高齢者等が歩いて暮らせる便利なまちなかを実現する上でも、必要不可欠な要素です。

そのため、コミュニティゾーンに複合商業施設を整備し、民間のスーパーマーケットや、アンテナショップ、チャレンジショップ等の設置を検討します。

特にアンテナショップでは、さんさん館周辺の「にぎわいゾーン」において、段階的に整備を進める「つべつマルシェ」との連携を図りながら、特産品の販売規模の拡大を目指していきます。こうして、「つべつマルシェ」の複合商業施設への移行を視野に入れた事業展開を行っていくものとします。

【用語解説】

- **アンテナショップ**：特産品を販売・展示する店舗のことで、飲食コーナーを併設している店舗もある。地元でしか手に入らない珍しい食材・商品を購入できるなど、町の魅力を町内外の人々にアピールすることのできるため、地域の情報発信や観光案内のPR拠点としての役割になっている。
- **チャレンジショップ**：行政や商工団体などが、数ヶ月等の期間限定で、低額で店舗を貸出し、これから商売を始めたいという人を支援する制度。チャレンジショップをきっかけとして、地元で根付く事業者を生み出す事や、中心市街地活性化、空き家・空き店舗の有効活用が期待される。

(6) つべつマルシェ

「人」と「モノ」が集まる、まちなかの新たなにぎわい創出の場（交流人口の拡大）

「にぎわいゾーン」の中核として、さんさん館周辺に「つべつマルシェ」を立ち上げ、津別町の特産品の販売・食材の提供を行います。津別町の食・特産品を求めて町内外から多くの人を訪れ、にぎわいを生み出すような拠点づくりに取り組みます。

つべつマルシェは、いわゆる“ハコモノ”の整備から入るのではなく、既存施設の活用と再整備や、仕組みづくりによる試験的運用からスタートさせます。その後、キッチンカー・移動販売車やコンテナを活用した特色ある簡易店舗でのマルシェの展開と、他施設や町外への「出張マルシェ」へと徐々に拡大を図っていき、将来的には、複合商業施設と連携、又は移行して、事業展開していくことを検討します。

■つべつマルシェ展開のイメージ

STEP-1

軽トラ市、さんさん館での特産品販売の強化



- 特産品売り場のレイアウト検討、販売商品の見直し
- 多目的広場を活用した「朝市」スペースの設置
- つべつマルシェの試験的運用

STEP-2

キッチンカー・移動販売車を活用したマルシェの展開



- イベント時のキッチンカー・移動販売車の集結
- 町内外の施設・イベントへの「出張マルシェ」の派遣

STEP-3

コンテナを設置しマルシェを拡大



- コンテナを活用した店舗常設
- 特産品販売、飲食、チャレンジショップの展開

STEP-4

複合商業施設と連携または移行



- 新たに整備する複合商業施設にアンテナショップ、チャレンジショップ等の機能を持たせ、さんさん館周辺と連携または移行して本格展開

①既存施設の活用と再整備

- ・ 現在、さんさん館前広場で開催されている「軽トラ市」について、開催期間の拡大や専用スペースを設けるといったブラッシュアップを行い、まちなかに人々や国道240号の通過者を呼び込むコンテンツとして強化します。
- ・ さんさん館内の特産品売り場のレイアウト変更の検討や商品の見直しを図ります。



さんさん館前広場での軽トラ市の様子



さんさん館 特産品売り場

②キッチンカー・移動販売車を活用した「身軽なマルシェ」の展開

- ・ 既存の駐車場に、キッチンカー・移動販売車を複数配置し、野菜や加工品、特産品の物販などの様々な店舗を展開します。
- ・ 「つべつ産業まつり」や「七夕まつり」など、さんさん館前で開催するイベント時には、常設のキッチンカー・移動販売車と合わせて、町外の車を集結させ、集客力を高めていきます。
- ・ キッチンカー・移動販売車の可動性を活かし、まちなかだけでなく「道の駅 あいおい」や近隣市町村の道の駅、商業施設、イベントへの出店等、「出張マルシェ」として派遣し、徐々に拡大しながら津別町の魅力を広く発信します。

■ キッチンカー・移動販売車の活用イメージ



③コンテナを活用した店舗によるマルシェ拡大

- ・ 汎用性が高く、移動や再利用が可能な「コンテナ」を活用した店舗を複数棟設置し、特産品販売、野菜販売、飲食、期間限定のチャレンジショップなどの様々な店舗展開を図ります。
- ・ 津別らしさのあるアーティスティックにデザインされたコンテナが並ぶことで、国道からの視覚的な楽しみを創り、通行者や若い人の興味を惹かせ、町のイメージづくり、話題づくりを目指します。
- ・ コンパクトながら様々な機能を持たせ、幅広い世代が気軽に立ち寄れる店舗づくりを導入します。

■コンテナの活用イメージ



④複合商業施設と連携、または移行した事業展開

STEP1～STEP3の段階を踏みながら、徐々に津別町の特産品のブラッシュアップや、販売体制の確立を図ります。最終的には、コミュニティゾーンに新たに整備する複合商業施設にアンテナショップ、チャレンジショップ等の機能を持たせ、さんさん館周辺と連携または移行していき、「つべつマルシェ」として本格的に展開していきます。

(7) 空き家・空き店舗、空き地の利活用

古いものから新しい価値を創出、移住・定住や起業を促すまちなかの新たな拠点づくり

起業や移住促進のための新たな拠点として、積極的に空き家や空き店舗の改修・活用を進め、そのための調査・情報収集及び周知・啓発を進めます。

①移住・定住を促す拠点

移住・定住の促進を図るためには、中心市街地に不足する宿泊施設や、若者向けの住宅の確保が必要となります。そこで、まちなかに散在する空き家を改修し、簡易宿泊施設としてゲストハウスや、住宅として積極的に活用していきます。

②にぎわい・起業を促す拠点

フリーランスで働く人や、起業家やアーティストといった様々な人々の活動拠点となる共同スペースとしてコワーキングスペースやテレワークステーション等を整備し、起業の促進や異業種交流等、まちなかににぎわいを生み出す拠点づくりに取り組みます。



空き家を活用したゲストハウス



空き家を活用したコワーキングスペース

【用語解説】

- **ゲストハウス**：素泊まりを基本とした比較的低廉な簡易宿泊施設の形態。共同場所で他の宿泊者との交流ができる空間や機能を併せ持つ施設もある。
- **コワーキングスペース**：事務所や会議室、OA 設備等の実務環境を共有しながら、独立した仕事を行う場所。利用者同士の積極的な交流や共働が図られることが期待できる。
- **テレワーク**：インターネット等を介して時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働く形態

まちなかに新たな価値を生み出す「エリアリノベーションの取り組み」

【道東エリアリノベーション・プロジェクト・イン津別】

津別町及び道東地域において、空き家の改修とそこで生み出す新規事業を手段に、建物だけでなく、地域全体に新たな魅力と価値を生み出していくプロジェクトです。

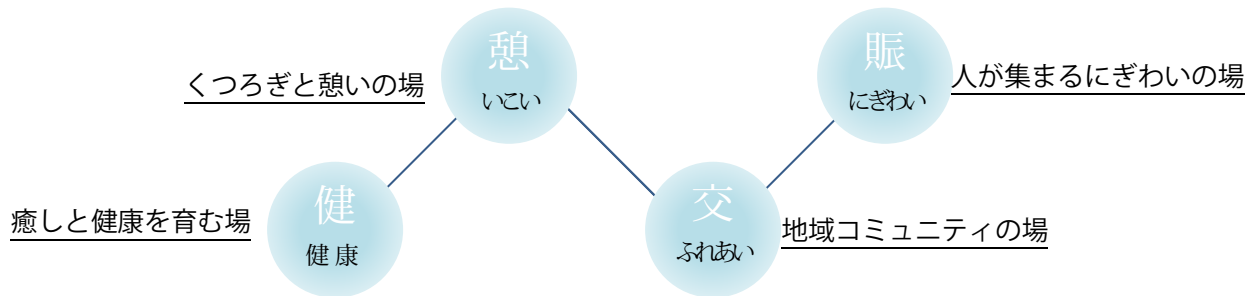
- ◆ 移住希望者や起業希望者が地域とつながる場を作り出すことを目指します。
- ◆ まちなか再生事業による公共施設等の建て替えと、空き家を活用したリノベーションの両面から取り組むことで、新しい建物と昔ながらの建物が共存する町並みを目指します。



(8) 温浴施設

「健康・交流・リラクゼーション」の場

住民の健康増進とコミュニティ活動の促進を図る施設として、まちなかの新たなにぎわいの場ともなる温浴施設の整備を検討します。



津別町には「ランプの宿 森つべつ」（上里地区）があり、豊かな自然環境に囲まれた寛ぎの空間として、町外・海外の観光客からも人気を集めています。一方、まちなかには公衆浴場があるものの、築30年が経過しており、町民に広く利用されているとは言い難いというのが現状です。

そこで、現在の公衆浴場の位置づけも兼ねて、町民の憩いの場、心身の健康づくりの場として、まちなかに新たな温浴施設の整備を検討します。あわせて、まちなかのにぎわい創出の場ともなるよう、町外からの来町者を増やす機能も持てるよう検討します。

※温浴施設の位置及び整備時期については、公衆浴場の更新と合わせ、別途検討します。

3. 概算事業費の想定

8つのゾーンに整備する拠点となる施設の概算事業費について、下表のとおり想定します。

ただし、事業費については設計着手前である現段階における概算費用であり、設計費、建設費、既存解体費（公共施設）、付帯工事（外構含む）の合計額とします。

（単位：百万円）

施設名	規模	構造	概算事業費
役場庁舎	第7章・第8章参照		約 2,000
消防署	美幌・津別広域事務組合にて検討		
図書館・交通拠点施設	約 800 m ²	鉄筋コンクリート造	約 550
複合商業施設	民間事業（民設民営）による整備を想定		
（仮称）つべつマルシェ	（仮称）津別町まちづくり会社の事業として検討		
高齢者向け施設等	民間事業（民設民営）による整備を想定		

※各数値は、基本設計や実施設計段階での検討により変動する可能性があります。

※図書館、交通拠点施設は一体整備を検討します。

※各施設整備には有利な起債や補助事業などを活用し財源確保に努めます。

※概算事業費には備品、用地取得等にかかる費用は含んでいません。

想定される財源については以下のとおりとなります。

【図書館・交通拠点施設】

（単位：百万円）

項目	設定条件
概算事業費	550
補助・交付金	36
地方債（過疎対策事業債）	440 ^{※1}
基金 ^{※2}	74
一般財源	—

※1：440百万円のうち約308百万円は、交付税措置されます。

※2：平成29年度末基金残高見込みは、5,499百万円で、うち公共施設等整備基金は、1,855百万円になります。

第5章 事業手法とスケジュール

1. 事業手法の検討
2. 施設整備事業スケジュール

1. 事業手法の検討

ここでは、本計画において必要な機能・施設として提示した新庁舎及び中心市街地施設の整備に係る事業手法の考え方を整理します。

(1) 事業手法の整理

公共施設の整備手法は、その実施主体や役割分担の違い等により大きく4つに分類されます。従来型である公設公営方式のほか、近年は「PFI方式」をはじめとした民間活力導入型の手法が取り入れられています。

- ①**公設公営**：行政が財源の確保から、施設の整備・管理運営まで全てを行う方式です。公共施設建設に当たっての従来の整備手法がこれにあたります。
- ②**公設民営**：行政が資金調達の上施設を整備し、民間にその施設の管理運営を委託（もしくは代行する手法です。
- ③**民設公営**：民間が施設を整備し、行政がその施設の管理運営を行う手法です。
- ④**民設民営**：民間が資金調達から施設の整備・管理運営までを行う手法。この手法の一つとして「PFI方式」が挙げられます。

■表：民間活力導入の事業手法の概念

		管理運営	
		公共	民間
整備	公共	①公設公営 (従来型の公共事業) 全て行政が担当	②公設民営 ・ DBO ・ 管理運営委託 (指定管理者制度含む) など
	民間	③民設公営 ・ 施設譲受 ・ リース方式 など	④民設民営 ・ PFI 事業 ・ 第3セクター方式 ・ 定期借地権方式 など

【用語解説】

- **PFI**：公共施設等の設計・建設・維持管理運営の全部または一部を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法 (Private Finance Initiative)
- **DBO**：民間が公共施設等の設計・建設・維持管理運営を一括して行い、施設の所有、資金調達は公共が行う手法 (Design Build Operate)
- **管理運営委託**：施設等を公共が建設し、その管理運営を民間に委託する形態
- **指定管理者制度**：公共の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的として創設された制度

- **施設譲受**：民間が建設した施設を行政が取得(所有)し、管理運営する。建設・管理運営に関する費用は、行政が負担
- **リース方式**：施設を民間が建設・所有し、行政が借りて管理運営する形態。建設・管理運営に関する費用は、行政が負担
- **第3セクター方式**：公共部門（第1セクター）と民間部門（第2セクター）との共同出資により設立された経営事業（第3セクター）に、施設等の設計・建設・管理運営・資金調達を一体的に委ねる形態
- **定期借地権方式**：民間に、土地の活用の企画（政策と合致する優良な民間事業）とセットで、施設等の設計・建設・管理運営を委ねる形態

■表：主な事業方式の公共・民間の役割分担

事業手法		役割分担				民間 関与度
		資金調達	設計建設	施設所有	管理運営	
公設公営		公共	公共	公共	公共	
公設民営	DBO	公共	公共/民間	公共	公共	
民設公営	リース方式	民間	民間	民間	公共	
民設民営 (PFI 事業)	BT	民間	民間	公共	公共	
	BTO	民間	民間	公共	民間	
	BOT	民間	民間	民間→公共 (事業終了後に移管)	民間	
	BOO	民間	民間	民間	民間	

【用語解説】

- **BT**：民間が自ら資金調達を行い、公共施設等を整備した後、施設の所有権を公共に移転する方法。施設の維持管理運営は事業範囲外（Build Transfer）
- **BTO**：民間が自ら資金調達を行い、公共施設等を整備した後、施設の所有権を公共に移転したうえで、民間が施設の維持管理運営を行う方式（Build Transfer Operate）
- **BOT**：民間が自ら資金調達を行い、公共施設等を整備し、一定期間施設を維持管理運営した後、公共にその施設の所有権を移転する方式（Build Operate Transfer）
- **BOO**：民間が自ら資金調達を行い、公共施設等を整備し、そのまま所有し続け、維持管理・運営を行う方式。（公共主体は賃貸）。民間は固定資産税を納入する（Build -Own-Operate）

(2) 主な事業手法の比較

主な事業手法のメリット・デメリットについて比較します。PFI 方式などの民間活力導入型手法には、性能発注・一括発注によるコスト削減メリットのほか、財政支出の平準化というメリットがあります。

事業手法	公設公営 (従来方式)	公設民営	民設公営	民設民営
		DBO	リース方式	PFI 方式
事業実施に要する期間	●短期間	▲1～2 年程度	▲厳格にする場合 1 年程度	▲PFI 法に基づく事前の可能性調査や手続き、業者選定などに準備期間を長く要する。(1～2 年程度)
コスト削減	▲個別・仕様発注、単年度契約が基本となるためコスト削減の効果は限定的である。	●設計・施工・維持管理・運営一括発注により、民間ノウハウを活用した複数業務間の効率的が図られ、コスト削減が期待できる。	●設計・施工・維持管理・運営一括発注により、民間ノウハウを活用した複数業務間の効率的が図られ、コスト削減が期待できる。	●設計・施工・維持管理・運営一括発注により、民間ノウハウを活用した複数業務間の効率的が図られ、コスト削減が期待できる。
財政負担の平衡化	▲初期段階の財政負担が大きい。	▲初期段階の財政負担が大きい。	●財政負担の平衡化が期待できる。	●財政負担の平衡化が期待できる。
民間ノウハウの発揮	▲個別発注であるため、業務単位で発揮される。	●設計～維持管理までライフサイクルとしての民間ノウハウの発揮が期待できる。	●設計～維持管理までライフサイクルとしての民間ノウハウの発揮が期待できる。	●設計～維持管理までライフサイクルとしての民間ノウハウの発揮が期待できる。
町や町民の意向反映	●発注者が町であるため、町民意見を取り入れ、柔軟に事業を進めることが可能	▲設計への町民への関与は限定的である。	▲設計への町民への関与は実現しがたい。	▲各段階に町民意見を反映した、柔軟な設計対応には制約がかかる。

(3) 事業手法の検討

検討の結果、本計画のうち役場庁舎と消防署については、耐震性能を確保した施設の整備が早急に必要とされていること、庁舎については財源となる「市町村役場機能緊急保全事業」が平成 32 年度内の竣工を条件としており、時間的な制約が大きいことから、「公設公営」の従来方式を基本として整備を行うこととします。その他の施設については、適正な建設コストによる円滑な事業推進のため、諸条件を勘案の上、「PFI 方式」を含めた適切な方法を別途検討した上で決定します。

事業手法の検討について

新庁舎と消防署は「公設公営」方式を基本方針とし、それ以外の中心市街施設は民活導入型の手法を含めた適切な事業手法を検討した上で決定します。

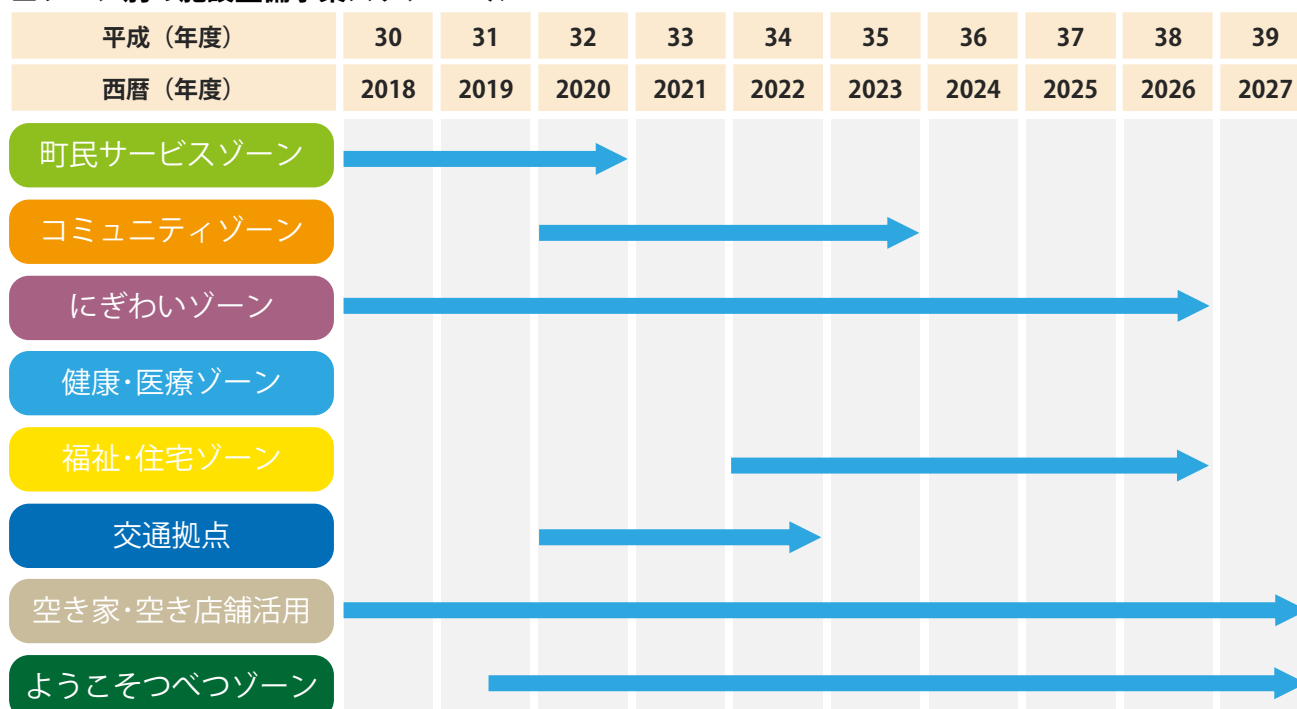
2. 施設整備事業スケジュール

本計画におけるゾーン別の施設整備事業スケジュールを以下に示します。

老朽化に伴って早急な建替えが必要とされている役場庁舎や、消防署をはじめとする、町民サービスゾーンは、町民の利便性や、防災拠点としての役割を果たすため、計画全体の初期段階で整備を進める必要があります。にぎわいゾーンや空き家活用については、すでに取り組みが開始されている、町の関連事業やプロジェクト等と並行して随時整備を進めていきます。

なお、このスケジュールは現時点の想定であり、今後の施設の計画・設計段階における事業手法等の検討・選定によって、変動する可能性があります。

■ゾーン別の施設整備事業スケジュール



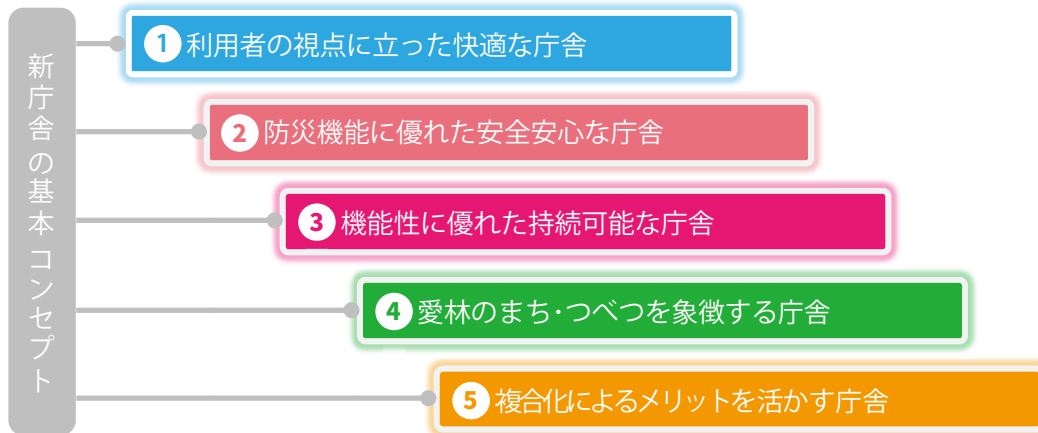
第 6 章 新庁舎の基本方針及び基本機能

1. 新庁舎の基本方針
2. 新庁舎の基本機能

1. 新庁舎の基本方針

(1) 新庁舎の基本コンセプト

新庁舎の建設に向けた基本コンセプトを以下に定めます。



(2) 新庁舎整備の基本的な考え方

基本コンセプト① 利用者の視点に立った快適な庁舎

- ① 庁舎の一元化を最大限目指し、ワンストップサービスを目指します。
- ② 案内表示の工夫や利用者の動線に配慮した窓口の配置により、短時間で適切なサービスが受けられる庁舎とします。
- ③ 共通デザインとしてユニバーサルデザインを導入し、高齢者や障がい者を含む全ての利用者に配慮した構造とします。
- ④ 駐車場を十分確保することに努め、十分な待合スペースや個別相談室を設けるなど、利用しやすい庁舎とします。

基本コンセプト② 防災機能に優れた安全安心な庁舎

- ① 災害発生時においても、行政機能を維持できる庁舎を整備します。
- ② 災害対策本部としての機能を発揮できるよう耐震性を確保しつつ、ライフラインの維持、情報管理が可能となる庁舎を整備します。

基本コンセプト③ 機能性に優れた持続可能な庁舎

- ① 個人情報の保護やセキュリティに配慮し、職員が効率的・効果的に円滑な業務遂行ができるよう執務環境を整えます。
- ② 建設費用はもとより、将来的に負担が生じる維持管理費用を最小限となる構造及び施設整備を進めます。
- ③ 機構改革に伴う改修や設備更新にも容易に対応できる施設整備を行います。
- ④ 公用車専用の駐車場を確保し、緊急時の円滑な使用が図られるよう管理体制にも万全を期すものとします。

基本コンセプト④

愛林のまち・つべつを象徴する庁舎

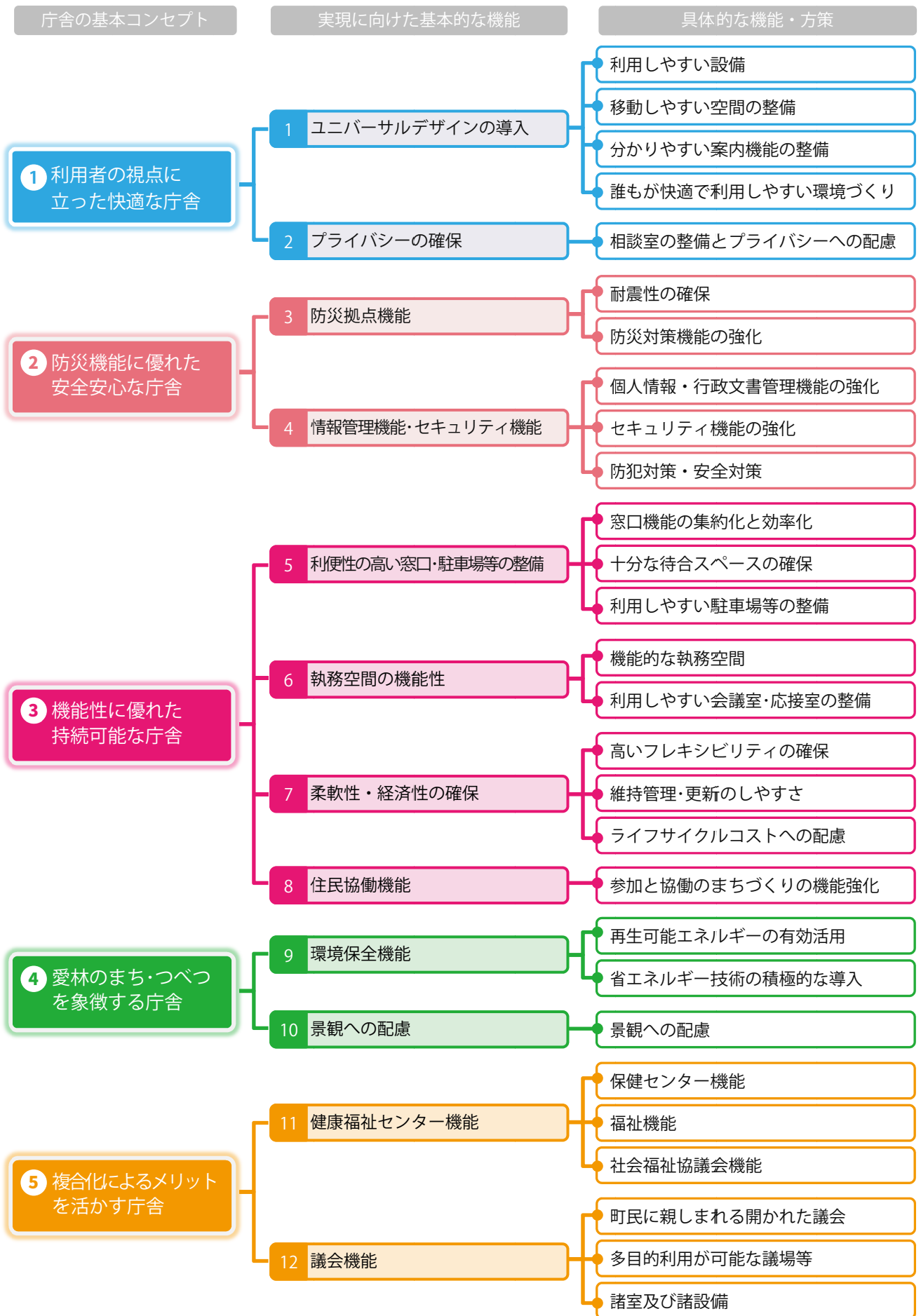
- ① 二酸化炭素の排出削減を目指し、再生可能エネルギーを最大限に活用します。
- ② 維持管理費用の削減のために、省エネルギー設備を最大限に活用します。
- ③ 外構には緑地帯や木立を設けます。

基本コンセプト⑤

複合化によるメリットを活かす庁舎

- ① 社会福祉協議会事務所を含めた「健康福祉センター」を役場庁舎と一体的に整備し、行政サービスと密に連携した健康・福祉拠点として強化します。
- ② 議会機能や林業研修会館の持つ機能の集約化を図ります。
- ③ 複合化することで、それぞれの機能を相互に補完し、会議スペースを共有することなどで、合理化と建設費用の低減に努めます。

2. 新庁舎の基本機能



(1) ユニバーサルデザインの導入（共通機能）

共通機能として、ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、高齢者や障がい者、子ども、外国人などに配慮した分かりやすく、移動しやすく、利用しやすい庁舎を目指します。

① 利用しやすい設備

- ・トイレは、誰もが安心して利用できるように計画します。また、車いすを利用される方など様々な方が利用できる多目的トイレを設置し、オストメイト対応の設備を設けます。
- ・子どもの安全や妊婦の方に配慮した授乳室等を設置します。授乳室にはオムツや衣装の交換ができるように、ベッドや椅子などを設置します。



オストメイト対応多目的トイレ



授乳室イメージ

② 移動しやすい空間の整備

- ・移動空間は、同一フロアにおける各窓口への移動のしやすさとともに、階段・エレベーターの配置など、上下階への移動のしやすさを配慮した動線計画とします。
- ・通路や廊下などの共用部分は、床に段差がなく、通路幅にゆとりがあり、移動がしやすくなるような空間と機能を確認します。
- ・階段は、子どもからお年寄りまで、誰もが上り下りしやすいような幅や高さを確保し、全ての方が利用しやすい二段手すりの採用を検討します。
- ・駐車場等から庁舎へは、円滑な動線を確保します。



二段手すりを採用した階段



手すりやボタンの位置に配慮したエレベーター

【用語解説】

- ・**オストメイト対応トイレ**：消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための人工肛門や人工膀胱を造設した方の利用に配慮した設備を備えたトイレ

③ 分かりやすい案内機能の整備

- ・ 来庁者がスムーズに目的の窓口へ到達できるよう、表示位置や言語、文字サイズ、色使いなど効果的なサイン計画を行い、案内機能の充実を図ります。
- ・ 聴覚・視覚に障がいがある方や、外国人の方でも利用しやすいよう配慮された、多様なデザイン・案内表示を整備します。



わかりやすい案内サイン



ピクトグラム（絵文字）入りの案内サイン

④ 誰もが快適で利用しやすい環境づくり

- ・ 衛生的な執務環境・利用空間を目指す計画とし、シックハウス対策として内装仕上げ・家具等は健康に配慮した材料を使用するとともに、室内の換気を適切に行える施設とします。

(2) プライバシーの確保

① 相談室の整備とプライバシーへの配慮

- ・ 窓口カウンターや相談室におけるパーティションの設置や、心理面に配慮した個別ブースなどプライバシーや個人情報の保護に配慮した環境を整えます。



パーティションを設置した窓口カウンター



プライバシーに配慮した個別ブース

(3) 防災拠点機能

① 耐震性の確保

- ・大規模地震に対しても倒壊などせず、庁舎としての役割が継続できる建物構造を整備します。

② 防災対策機能の強化

- ・危機管理の拠点として、平常時は通常の会議室として利用可能な災害対策本部会議室等の防災対策機能の強化を図ります。
- ・災害管理拠点として必要な設備・機能の整備や備蓄スペースを確保します。
- ・地域防災計画との整合性を図り、必要となる付帯的防災機能の強化を目指します。

(4) 情報管理機能・セキュリティ機能

① 個人情報・行政文書管理機能の強化

- ・町民のプライバシーに関する個人情報や、重要書類、電子データ等の保管については、効果的なセキュリティ対策を講じます。
- ・災害に強くセキュリティ機能に優れたサーバー室を整備し、サーバー機器やネットワーク機器等の適正な管理を行います。

② セキュリティ機能の強化

- ・町民に開かれた庁舎とすることを前提にしながらも、個人情報保護及び行政文書管理の徹底や防犯上の観点からセキュリティ対策を強化します。
- ・夜間や休日の利用にもセキュリティに十分に配慮した運用を行うことができるよう、庁舎内のゾーニングを明確化し、防犯カメラの設置、ICカード認証システムの導入など、各ゾーンに応じたセキュリティ対策を検討します。

③ 防犯対策・安全対策

- ・プライバシーに配慮しつつも、庁内外の見通しをできるだけ確保し、来庁者及び職員の安全を確保します。
- ・必要な場所には防犯カメラや緊急通報装置の設置を検討するなど、防犯対策の強化を図ります。

(5) 利便性の高い窓口・駐車場等の整備

① 窓口機能の集約化と効率化

- ・利用者が効率よく適切なサービスを受けられるよう、分かりやすく利用しやすい窓口機能を整備します。
- ・窓口サービスの効率化を図り、町民のニーズに迅速に対応できるよう「ワンストップサービス」の実現を目指します。
- ・窓口をワンフロアに集約させ、関連窓口を隣接させるなど、利用者の視点に立った配置の在り方を検討します。
- ・各種申請や届け出、証明書の発行など住民利用の多い窓口は、低階層に配置します。

② 十分な待合スペースの確保

- ・窓口の集約に対応した、ゆとりある快適な待合スペースを整備します。



待合スペース イメージ

③ 利用しやすい駐車場等の整備

- ・来庁者の主な交通手段である車利用者のために、十分な駐車台数を確保し機能的に配置します。
- ・来庁者用駐車場から窓口部門へのアクセスのしやすさを考慮し、利便性の高い配置を検討します。
- ・駐車場の出口と入口の配置や通路動線、駐車マスの大きさなど安全性に配慮します。
- ・車いす使用している方、妊婦、高齢者等が利用できる専用駐車場を玄関付近に設置します。
- ・災害時に災害対策活動の場となり得ることから、災害時の活用に配慮した計画とします。
- ・十分な台数の駐輪場を確保します。



車いす利用者用駐車場

(6) 執務空間の機能性

① 機能的な執務空間

- ・ 執務空間は、時代の変化や機能の変化に柔軟に対応できるオープンフロアを基本とします。
- ・ 利用者空間と執務空間を明確にし、セキュリティに配慮したレイアウトを工夫します。
- ・ 応接スペースや作業スペース、収納スペースの設置により、効率的な執務環境を整えます。
- ・ 文書類の電子データ化を進めるとともに、効果的な収納スペースの確保を図ります。
- ・ 職員の福利厚生や利便性に配慮した更衣室、休憩室等を適切に配置します。



オープンフロアを採用した執務空間

② 利用しやすい会議室・応接室の整備

- ・ 議会や各種会議等の様々な用途に対応できる大・中・小に区分できる会議室を複数整備します。
- ・ 用途や会議の規模に応じて柔軟な利用が可能な、レイアウトや設備を検討します。
- ・ 来庁者と職員との応接や打ち合わせのためのスペースを、効果的に配置します。



パーティションで区分可能な会議室



会議室イメージ

(7) 柔軟性・経済性の確保

① 高いフレキシビリティの確保

- ・ 執務空間は原則オープンフロアとし、移設のしやすい間仕切壁の採用など、将来の変化に柔軟に対応できる計画とします。

② 維持管理・更新のしやすさ

- ・ 採用する資材や設備システムは、機能的で汎用性のあるものとし、維持管理・更新・修繕のしやすさに配慮した計画とします。

③ ライフサイクルコストへの配慮

- ・ 採用する機能的かつ効率的な施設計画を進め、設計時の詳細検討により建設費（イニシャルコスト）の縮減に努めるとともに、建物のライフサイクルにおいて大きな比重を占める維持管理費、修繕更新費、光熱水費などのランニングコストをできるだけ抑制できるような施設づくりを目指します。

(8) 住民協働機能

① 参加と協働のまちづくりの機能強化

- ・ 町民や来庁者が、行政情報や観光情報を自由に閲覧できる情報コーナーを設置します。
- ・ 情報コーナーには、行政資料や刊行、観光案内パンフレットなどを設置し、気軽に利用できる環境づくりを目指します。
- ・ 正面玄関のロビーは、来庁者が利用しやすい空間であるとともに、津別町を宣伝できる空間づくりに取り組みます。



ロビーイメージ



情報コーナーイメージ

(9) 環境保全機能

① 再生可能エネルギーの有効活用

- ・環境への負荷を軽減するため、木質バイオマス、太陽光発電の利用など、再生可能エネルギーの活用を目指します。

② 省エネルギー技術の積極的な導入

- ・先進的な環境設備・機能を積極的に導入し、エネルギーコストの削減と環境負荷の低減を図ります。
- ・照明や空調・換気設備は、省エネルギーに配慮し、個別使用に対応した機器の導入を図ります。
- ・自然採光確保、断熱性・気密性の向上など、建物としての基本的性能を高めることで省エネルギー化が図られる計画の検討を行います。

(10) 景観への配慮

① 景観への配慮

- ・華美なデザインを避け、機能的でシンプルなデザインとなるよう計画します。
- ・森林資源に恵まれた地域特性や地元産材の活用の観点からも、庁舎の一部に木材を効果的に使い、「木のまち・つべつ」を象徴する、町民に親しまれる庁舎づくりを推進します。
- ・外構は、樹木を植栽するなど、緑を感じられる緑化計画とします。

(11) 健康福祉センター機能

① 保健センター機能

- ・子どもから高齢者まで、町民のライフステージに応じた健康づくりの拠点として、各種検診、健康指導、健康相談、健康教育、子育て支援等を行う保健センターの機能を整備します。

② 福祉機能

- ・高齢者福祉・子育て支援・障がい福祉等、個人に寄り添い、プライバシーを尊重した相談機能の充実を図ります。
- ・介護予防、健康寿命の延伸に資するためのサービスの提供を図ります。
- ・地域福祉活動を行う地域住民やボランティア等の交流・活動の拠点となる機能を整備し、地域福祉の推進を図ります。

③ 社会福祉協議会機能

- ・社会福祉協議会を併設し、行政・医療・介護との連携強化を図りながら、多様な町民ニーズに対応した福祉サービスの提供を図ります。

(12) 議会機能

① 町民に親しまれる開かれた議会

- ・ 議会機能は、町民が足を運びやすく利用しやすい構造とします。また、議員席、理事者席ともに顔が見える傍聴席を整備します。

② 多目的利用が可能な議場等

- ・ 議場、委員会室は、議会開会中における議事のみならず、平時においては多様な活用ができる空間として整備します（机・椅子可動）。

③ 諸室及び諸設備

- ・ 議員控室、正副議長室、議会事務局執務室、議会図書室、理事者控室を整備します。
- ・ ICT環境の整備・議会中継システム・視聴覚設備等、情報化時代に対応可能な各種設備を整備します。

【用語解説】

- ・ ICT：「情報通信技術」の略。情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称（Information and Communication Technology）

第7章 新庁舎の整備方針

1. 新庁舎の規模
2. 新庁舎の建設位置

1. 新庁舎の規模

新庁舎の規模

新庁舎の規模（総床面積）は 3,400 m²程度とします。

■ 役場及び議会機能	約 2,240 m ²
■ 健康福祉センター機能	約 1,140 m ²

前章では、本庁舎の基本方針を念頭に、本庁舎に備えるべき行政機能の考え方を整理しました。

そこから各機能に対する具体的な施設内容及び設備を検討し、施設計画の考え方をまとめると共に、津別町の人口、職員数、議員数についての現状や将来推計を基に、新庁舎の規模の算定を行いました。

また、今後さらなる人口減少を見据え、職員数や組織の変革、行政サービスの在り方等を検討する中で、無駄のない合理的で身の丈にあった施設を目指すものとします。

(1) 規模算定の基本指標

津別町の人口（2018年1月 住民基本台帳）は4,837人と、2015年から171人減少していますが、将来人口はさらに減少をするものと見られており、2045年の将来人口は2,104人と見込まれています。

	年	人口	2015年を100とした比率
将来人口推計	2015年	5,008人	100
	2025年	3,907人	78.0
	2035年	2,922人	58.3
	2045年	2,104人	42.0

また、少子高齢化の一層の進展や地方分権の推進など社会経済環境の変化に伴い、行政需要がますます複雑化・高度化する中で、あらたな行政課題にも的確に対応していくためには、計画的な職員採用、限られた人的資源の有効活用、職員の資質の向上を図りながら、抑制基調の定員管理を継続することを基本的な考え方としています。

新たに建設する庁舎は、今後長期にわたり使用することになるため、人口や政策などによる職員数の変動が考えられます。したがって、職員数を特定することは難しいですが、ここでは、新庁舎に入る部署の職員数を、本庁舎と社会福祉協議会の職員及び臨時職員等を合わせた 113 人と想定します。

<現庁舎の部署・職員数>

部署名	常勤職員（人）	臨時職員等（人）	計（人）
特別職	3		3
会計課	2	2	4
総務課	10	1	11
住民企画課	19	2	21
保健福祉課	24	2	26
産業振興課	15	3	18
建設課	18	1	19
生涯学習課	4	1	5
議会・監査委員事務局	2	1	3
社会福祉協議会	5	4	9
合計	102	17	119

<基本指標の設定>

職員数	113 人（平成 29 年度の職員数）
議員定数	10 人（現定数）

※教育長（特別職）、生涯学習課の執務については、中央公民館にて行う想定とし、新庁舎に入る部署・職員数から除いています。

(2) 庁舎規模の算定

(1)で設定した基本指標に基づき、総務省の『起債許可標準面積算定基準』（以下、「総務省基準」）により「基準面積」を算定すると、3,375.83 m²（付属施設除く）となります。

【役場機能】＜総務省基準に基づく算定＞

区分	積算				算定面積
	役職	職員数 A	換算率 B	基準面積 C	
①執務室	特別職	2人	12.0	4.5 m ² /人	108.00 m ²
	課長級	9人	2.5		101.25 m ²
	主幹・主査	28人	1.8		226.80 m ²
	一般職員 (製図担当者同等)	7人	1.7		53.55 m ²
	一般職員	28人	1.0		126.00 m ²
	臨時職員等	11人	1.0		49.50 m ²
	計	85人			665.10 m ²
②倉庫	(①の面積) × 13%				86.46 m ²
③会議室等	85人		7.0 m ² /人	595.00 m ²	
④交通部分 (玄関、廊下、階段等)	(①+②+③) × 40%				538.62 m ²
⑤議場機能	10人		35.0 m ² /人	350.00 m ²	
合計					2235.18 m ²

【健康福祉センター機能】＜総務省基準に基づく算定＞

区分	積算				算定面積
	役職	職員数 A	換算率 B	基準面積 C	
①執務室	課長級	2人	2.5	4.5 m ² /人	22.50 m ²
	主幹・主査	8人	1.8		64.80 m ²
	一般職員	13人	1.0		58.50 m ²
	臨時職員等	5人	1.0		22.50 m ²
	計	28人			168.30 m ²
②倉庫	(①の面積) × 13%				21.88 m ²
③会議室等	28人		7.0 m ² /人	196.00 m ²	
④交通部分 (玄関、廊下、階段等)	(①+②+③) × 40%				154.47 m ²
⑤検診・機能訓練室					600.00 m ²
合計					1140.65 m ²

2. 新庁舎の建設位置

新庁舎の位置については、町民の利便性や行政事務の効率化だけでなく、第6章で掲げた新庁舎の基本方針を念頭におきながら、町のさらなる発展の基盤となる位置であることが求められます。また、地方自治法においても庁舎の位置に係る規定がなされています。これらの視点を踏まえ、下記に示す評価項目に基づき、今後候補地の選定を行うこととします。

新庁舎の建設位置

新庁舎の候補地は、次の理由から、現役場庁舎東側駐車場周辺が望ましいと考えます。

- ① 現有町有地での速やかな建設着手
- ② 津別病院との至近性、連携性
- ③ 現役場・議会議事堂での業務及び機能を継続し、仮庁舎を設けない
- ④ コミュニティゾーンや交通拠点との連携や施設配置バランスの最適性

地方自治法第4条第2項【抜粋】

事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

(1) まちづくりとの整合性

- ・ 総合計画等の町関連計画との整合性が取れること。

(2) 防災拠点

- ・ 水害や地震災害に対応可能である安全な位置であること。
- ・ 災害発生時における緊急車両などのアクセスや広域的な支援の受けやすい場所であること。
- ・ 消防、警察との位置関係。

(3) 利便性・アクセス性

- ・ 町民サービスのワンストップ化が可能な建物整備であること。
- ・ 必要十分な来庁者駐車場を確保できること。
- ・ 来庁しやすい利便性の高い立地であること。「わかりやすい」場所にあること。
- ・ 他の公共施設や金融機関、商業施設との位置関係が考慮されていること。
- ・ 幹線道路である国道240号に近接していること。

(4) 計画の実現性と経済性

- ・ 予定期間内の整備が可能であること。
- ・ 建設事業費抑制のため、町有地、町有地に準ずる土地を活用すること。

第 8 章 新庁舎の事業化に向けて

1. 事業計画
2. 整備スケジュール
3. 今後の進め方

1. 事業計画

当施設は、現庁舎の敷地を利用し、現庁舎を利用しながら新庁舎を建設するため、敷地を利用できる部分と一部建物を解体して、新庁舎の建設敷地を確保します。

新庁舎は、町民サービスの核施設として公共空間からなる不特定多数の集客施設となるため、施設全体を通してユニバーサルデザイン化し、誰にでもやさしい施設として計画を進めます。

(1) 整備条件の整理

建設場所	津別町字幸町41番地周辺（現庁舎東側）
都市計画区分	区域外
用途地域	白地
防火地域	法22条区域
敷地面積	約1.5ha
指定容積率	指定無し
指定建ぺい率	指定無し
指定緑化率	指定無し
道路	整備済み道道（幅員 約13.0m）、町道（幅員 約11.0m）
日影規制	高さが10mを超えた場合、2.5時間、4時間

(2) 計画概要

建築面積	1,900㎡程度
延床面積	3,400㎡程度
階数	2階建てを基本とする
工事種別	新築
構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
基礎	杭基礎（要調査）
用途	役場（事務室・会議室）
駐車場	駐車場200台程度（身障者用3設置）
駐輪場	50台程度（建物東側）
受電設備	屋外キュービクル式
空調設備	天井カセット型屋内器（電気式冷暖房） 再生可能エネルギー熱供給用配管
給排水	給水引き込み、公共下水道接続
防災機能	災害対策本部対応室など
ユニバーサルデザイン	身障者用駐車場、多目的トイレ、バリアフリー対応など
環境・省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・LED照明、・エコ電線・ケーブル （環境に優しい材料、環境への影響を低減した材料を用いた電線・ケーブル） ・グリーン購入法対応機器：仕上げ材、設備機器など （「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の基準に適合する、環境負荷の軽減につながる機器） ・節水型衛生器具・自然採光、自然換気（吹き抜け部） ・Low-E 複層ガラス（高断熱・高遮熱ガラス）
付属施設	防災倉庫等：約150㎡、公用車車庫（30台程度）：約750㎡

(3) 事業手法の整理

第 5 章で述べているとおり、新庁舎整備における事業手法については、

- ◆ 新庁舎建設は、「市町村役場機能緊急保全事業」の活用による財源の確保を検討しており、本事業により支援が受けられるのは平成 32 年度までに建て替えを行った場合であること。
- ◆ 庁舎の防災性という喫緊の課題であること。

以上の 2 点からスケジュール的に有利な手法が望ましいと考えられます。

したがって、新庁舎の建設は、「公設公営」方式を基本として事業化を図ります。

新庁舎の事業手法

**新庁舎整備の事業手法は、
「公設公営」方式（従来型方式）を基本方針とします。**

(4) 概算事業費の想定

庁舎施設建設費に加えて、設計・監理費や既存解体費などの費用についても想定します。

(単位：百万円)

項目	設定条件
既存解体費	130
庁舎施設建設費	1,450
設計・監理費	80
付帯工事費など	340
概算総事業費	2,000

※今後、基本設計や実施設計段階での検討により、変動する可能性があります。

※概算事業費には備品に係る費用は含んでいません。

なお、事業費については、今後の検討過程の中で、庁舎に求められる機能や想定職員数、庁舎規模といった諸条件が変更されることにより、それに併せて変動することになりますが、できる限り負担の軽減を図っていくものとします。

(5) 財源

想定される財源は以下のとおりとなります。

(単位：百万円)

項目	設定条件
概算総事業費	2,000
地方債（公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業））	1,080 ※ ¹
地方債（過疎対策事業債）	550 ※ ²
基金 ※ ³	370

※¹：1,080百万円のうち約270百万円は、交付税措置されます。

※²：550百万円のうち約385百万円は、交付税措置されます。

※³：平成29年度末基金残高見込みは、5,499百万円で、うち公共施設等整備基金は、1,855百万円になります。

今後も公共施設等整備基金への計画的な積立や補助金の活用の検討などを行っていくとともに、初期費用だけに留まらず、維持管理費用の削減ができる限り可能となるよう計画を検討するものとします。

2. 整備スケジュール

整備計画や、基本・実施設計等の進捗によっても異なってきますが、事業完了までには次の程度の期間が見込まれています。



※外構、付属施設は平成 33 年度までに整備

3. 今後の進め方

今後の進め方について、以下に整理します。

(1) 新庁舎の基本構想の策定

本計画を基本として、役場職員を構成員とする「津別町役場庁舎等建設庁内検討委員会」を組織し、検討委員会で内容の補強や検討などを行い、庁舎等の建設基本構想（案）をたたき台としてまとめます。基本構想（案）は、町民代表12人で構成する「津別町庁舎等建設審議会」で内容を審議し、基本構想へとまとめ上げていきます。

(2) 新庁舎の基本設計

基本構想を元に進める、庁舎等の建設基本設計の内容については、津別町庁舎等建設審議会において調査・審議を行い、基本設計を練り上げていくこととします。

(3) 留意する事項

庁舎等の建設に向けては、議会への協議はもとより、町民への庁舎等の建設に関する情報提供と、住民懇談会を計画し、共感づくりを図りながら進めていくこととします。

これらのプロセスを経ながら、基本設計後の実施設計、建設着工へと進めていきます。

参考資料

- 町民アンケート調査

1. 調査概要

(1) 調査の目的

まちなか及び庁舎の現状の問題点や求める機能等について、町民の方々の率直なご意見・ご要望をお聞きし、今後の計画策定に係る基礎資料として活用するため「まちなか再生基本計画にかかるアンケート」を実施しました。

(2) 実施概要

調査対象	町内在住で16歳以上の男女を無作為に抽出
対象者数	1,000人
調査期間	平成29年8月10日～8月25日
調査方法	調査票による本人記入式（郵送による配布・回収）

(3) 回答数

配布数	1,000票
有効回答数	283票
回答率	28.3%

(4) 調査内容

- ・ 基本質問（回答者の属性）
- ・ 現在の役場庁舎について
- ・ 新庁舎整備にあたっての考え方、必要機能等について
- ・ まちなかに求める機能について
- ・ 買い物環境について
- ・ 多目的活動センター（さんさん館）について

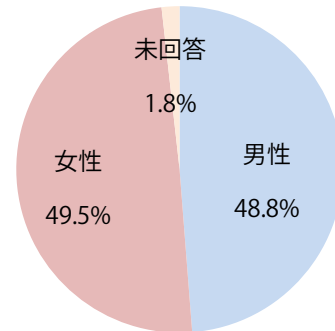
2. 調査結果

アンケートにお答えいただく方についてお聞きします。

①性別

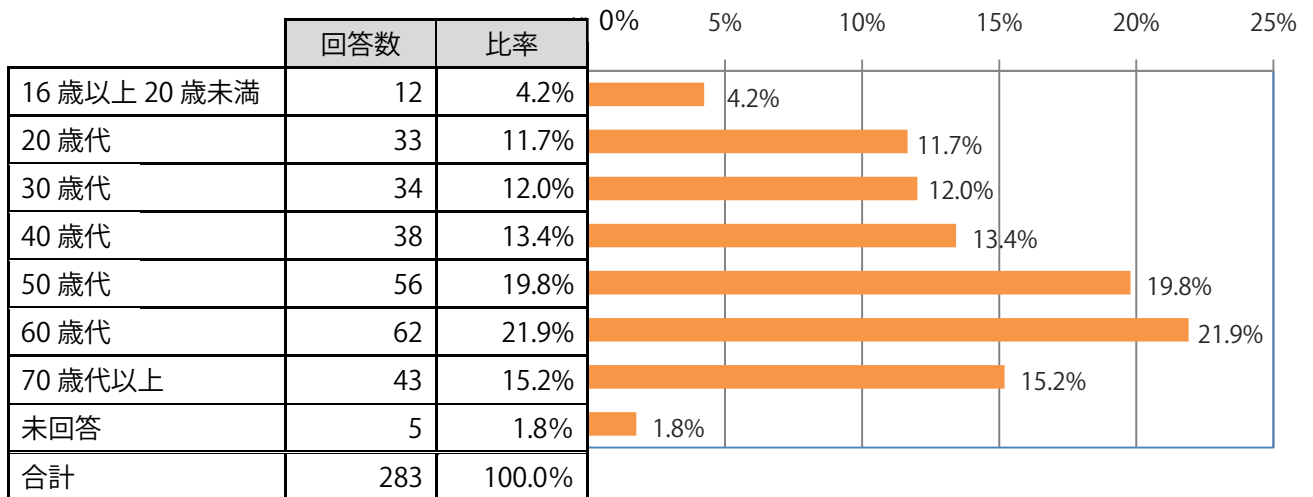
回答者の性別は、「男性」が48.8%、「女性」が49.5%となっています。

	回答数	比率
男性	138	48.8%
女性	140	49.5%
未回答	5	1.8%
合計	283	100.0%



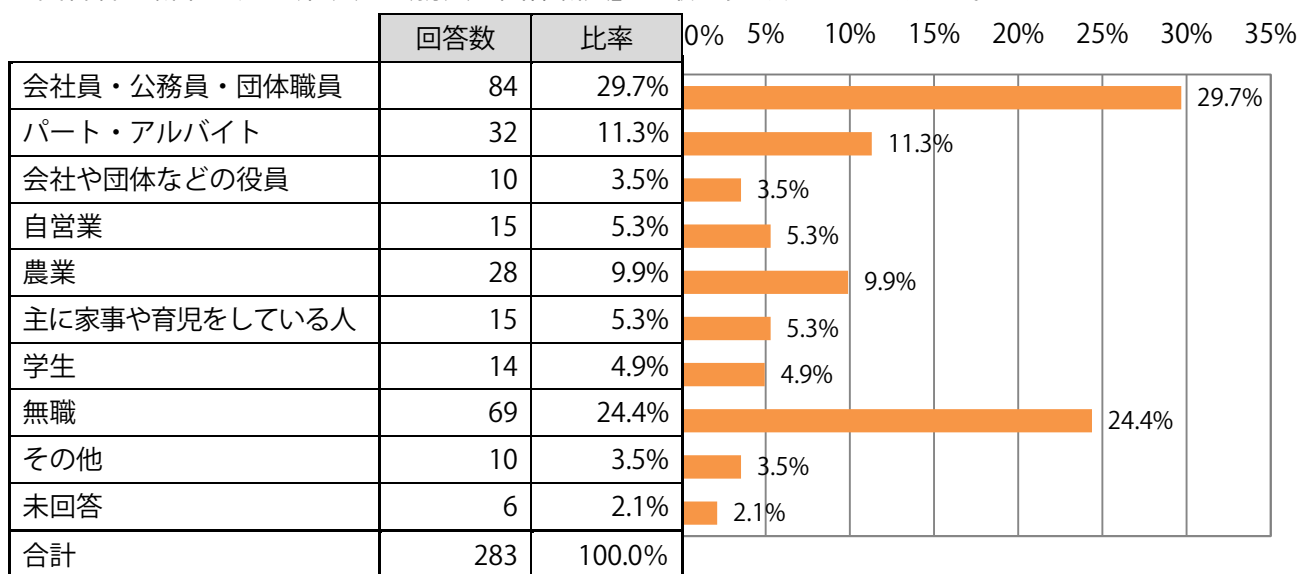
②年代

回答者の年代は、「60歳代」が最も多く、次いで「50歳代」となっています。また、最も回答数の少ない年代は「16歳以上20歳未満」でした。



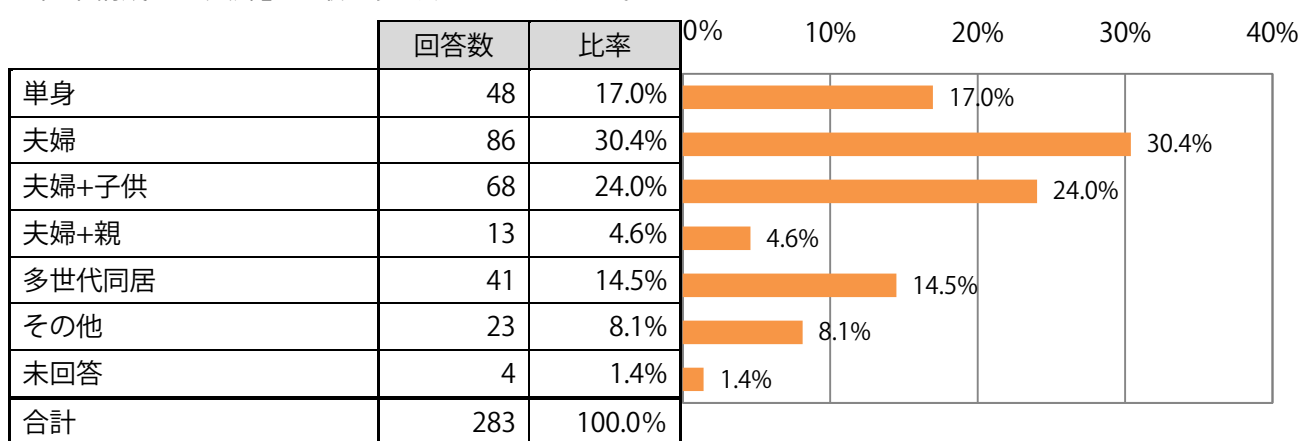
③職業

回答者の職業は、「会社員・公務員・団体職員」が最も多く、29.7%でした。



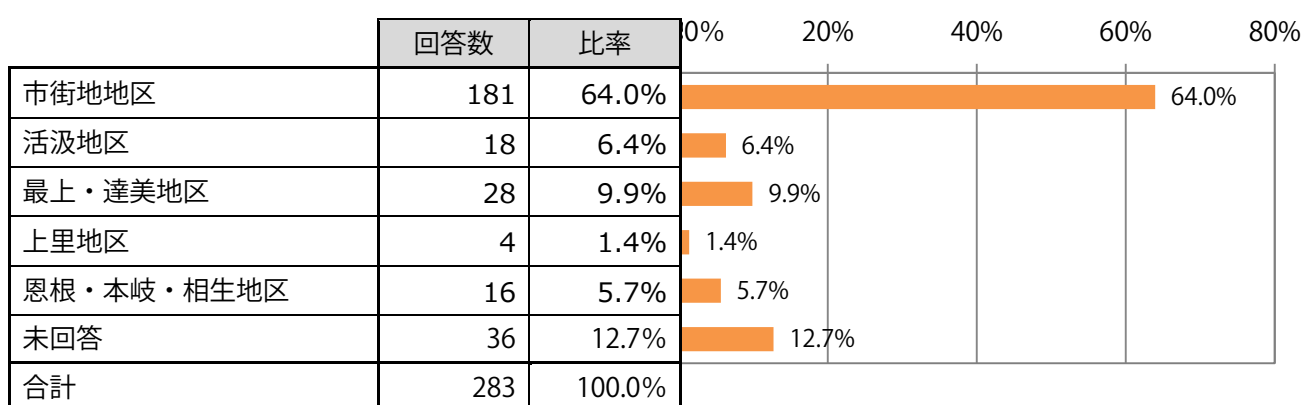
④世帯構成

世帯構成は「夫婦」が最も多く、30.4%でした。



⑤居住地

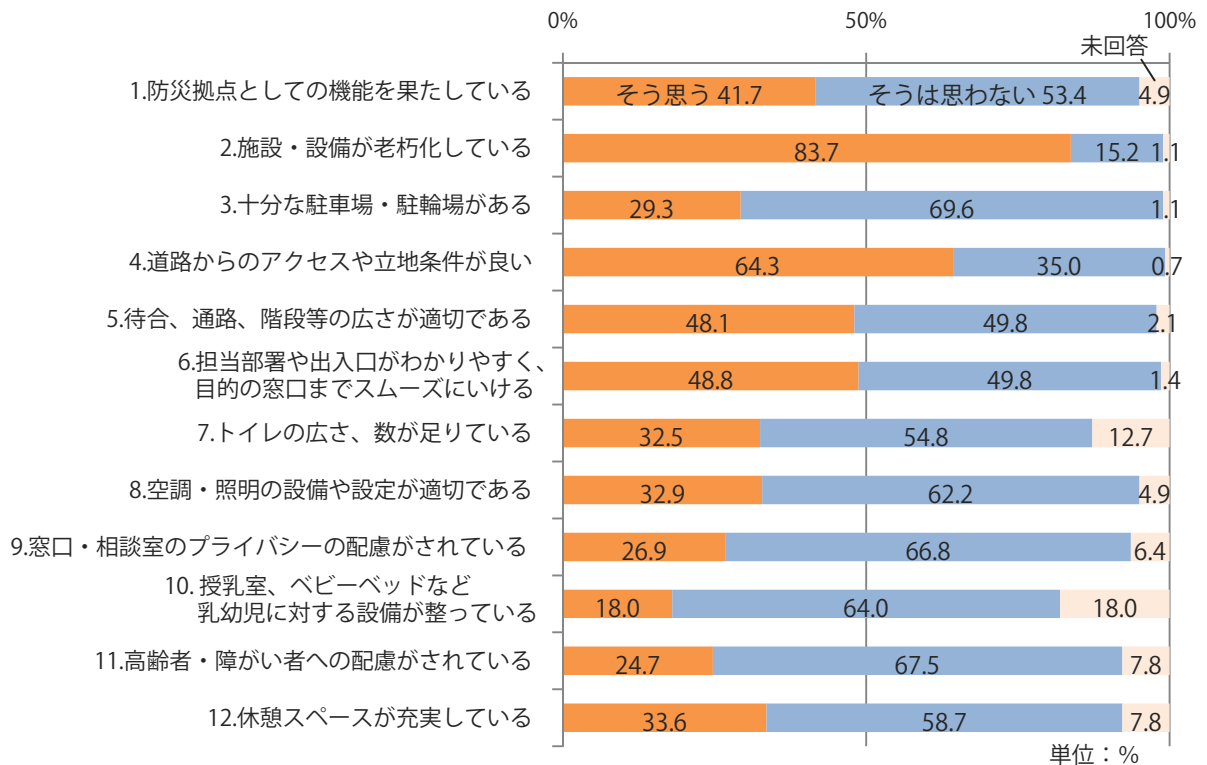
回答者の居住地は、「市街地地区」が最も多く、64.0%でした。



問 1

今の町役場についてお聞きします。あなたのお考えに近いものをそれぞれ1つずつ選び、□に✓をつけてください。

「施設・設備が老朽化している」に対して「そう思う」とした回答が最も多く 83.7%でした。また、「十分な駐車・駐輪場がある」に対しては、「そうは思わない」が 69.6%を占めています。さらに、「高齢者・障がい者への配慮がされている」、「授乳室、ベビーベッドなど乳幼児に対する設備が整っている」、「窓口・相談室のプライバシーが配慮されている」に対しても「そうは思わない」がそれぞれ 60%台と高い結果となっています。



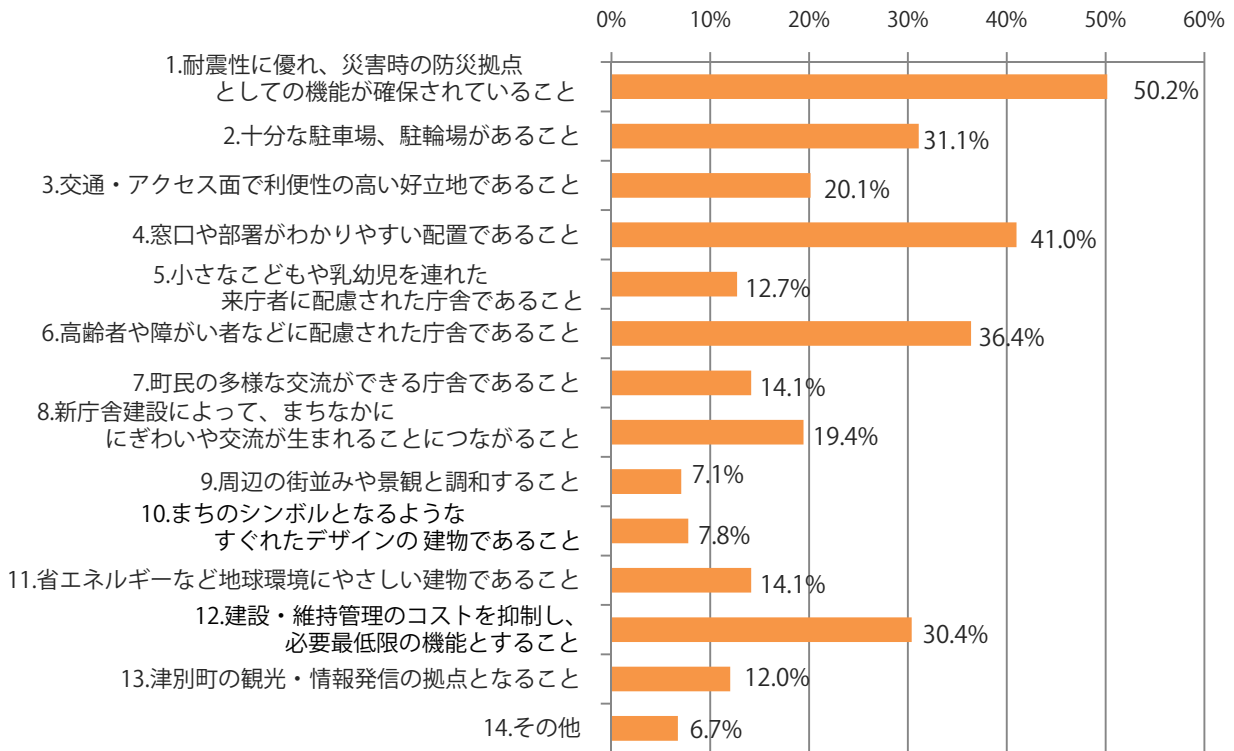
選択肢	回答数			構成比		
	そう思う	そうは思わない	未回答	そう思う	そうは思わない	未回答
1.防災拠点としての機能を果たしている	118	151	14	41.7%	53.4%	4.9%
2.施設・設備が老朽化している	237	43	3	83.7%	15.2%	1.1%
3.十分な駐車場・駐輪場がある	83	197	3	29.3%	69.6%	1.1%
4.道路からのアクセスや立地条件が良い	182	99	2	64.3%	35.0%	0.7%
5.待合、通路、階段等の広さが適切である	136	141	6	48.1%	49.8%	2.1%
6.担当部署や出入口がわかりやすく、目的の窓口までスムーズにいける	138	141	4	48.8%	49.8%	1.4%
7.トイレの広さ、数が足りている	92	155	36	32.5%	54.8%	12.7%
8.空調・照明の設備や設定が適切である	93	176	14	32.9%	62.2%	4.9%
9.窓口・相談室プライバシーの配慮がされている	76	189	18	26.9%	66.8%	6.4%
10.授乳室、ベビーベッドなど乳幼児に対する設備が整っている	51	181	51	18.0%	64.0%	18.0%
11.高齢者・障がい者への配慮がされている	70	191	22	24.7%	67.5%	7.8%
12.休憩スペースが充実している	95	166	22	33.6%	58.7%	7.8%

* 構成比は回答者数に対する比率

問2

新庁舎の建設にあたり、あなたが重要視すること、求めるものは何ですか。次の中から3つまで選んで、□に✓をつけてください。

新庁舎に求めるものは、「耐震性に優れ、災害時の防災拠点としての機能が確保されていること」が最も多く 50.2%でした。「十分な駐車場の確保」、「窓口や部署の配置のわかりやすさ」、「高齢者・障がい者への配慮」については30%から40%台となっており、「建設・維持管理コストを抑制し、必要最小限の機能とすること」も30.4%で高い結果となっています。



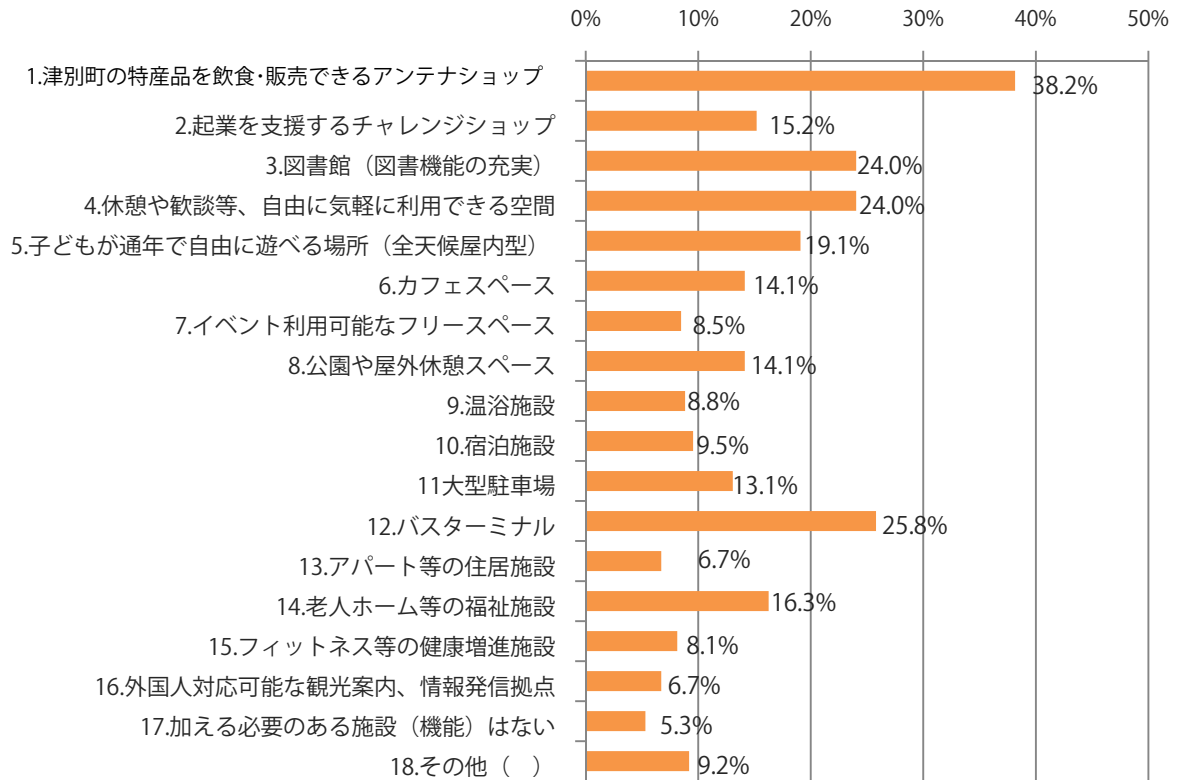
選取肢	回答数	構成比
1.耐震性に優れ、災害時の防災拠点としての機能が確保されていること	142	50.2%
2.十分な駐車場、駐輪場があること	88	31.1%
3.交通・アクセス面で利便性の高い好立地であること	57	20.1%
4.窓口や部署がわかりやすい配置であること	116	41.0%
5.小さな子どもや乳幼児を連れて来庁者に配慮された庁舎であること	36	12.7%
6.高齢者や障がい者などに配慮された庁舎であること	103	36.4%
7.町民の多様な交流ができる庁舎であること	40	14.1%
8.新庁舎建設によって、まちなかににぎわいや交流が生まれることにつながる	55	19.4%
9.周辺の街並みや景観と調和すること	20	7.1%
10.まちのシンボルとなるようなすぐれたデザインの建物であること	22	7.8%
11.省エネルギーなど地球環境にやさしい建物であること	40	14.1%
12.建設・維持管理のコストを抑制し、必要最低限の機能とすること	86	30.4%
13.津別町の観光・情報発信の拠点となること	34	12.0%
14.その他	19	6.7%
未回答	7	2.5%

* 構成比は回答者数に対する比率

問3

中心市街地及び新庁舎周辺に整備すると良いと思う施設（機能）はありますか。
特に必要だと思う項目を3つまで選び、□に✓をつけてください

「津別町の特産品を飲食・販売できるアンテナショップ」が最も多く38.2%でした。また、「図書館、休憩や歓談等自由に気軽に利用できる空間、バスターミナル」がそれぞれ20%台半ばで高い結果となっています。



選択肢	回答数	構成比
1.津別町の特産品を飲食・販売できるアンテナショップ	108	38.2%
2.起業を支援するチャレンジショップ	43	15.2%
3.図書館（図書機能の充実）	68	24.0%
4.休憩や歓談等、自由に気軽に利用できる空間	68	24.0%
5.子どもが通年で自由に遊べる場所（全天候屋内型）	54	19.1%
6.カフェスペース	40	14.1%
7.イベント利用可能なフリースペース	24	8.5%
8.公園や屋外休憩スペース	40	14.1%
9.温浴施設	25	8.8%
10.宿泊施設	27	9.5%
11.大型駐車場	37	13.1%
12.バスターミナル	73	25.8%
13.アパート等の住居施設	19	6.7%
14.老人ホーム等の福祉施設	46	16.3%
15.フィットネス等の健康増進施設	23	8.1%
16.外国人対応可能な観光案内、情報発信拠点	19	6.7%
17.加える必要のある施設（機能）はない	15	5.3%
18.その他（ ）	26	9.2%

* 構成比は回答者数（未回答者を除く）に対する比率

問 4

あなたは次の買い物を、どの店舗でご利用になりますか。次のA～Eの品目ごとに、利用する店舗について、◎=よく利用する ○=たまに利用する をつけてください。(複数回答可)

日常生活の買い物について、品目A)～E)の全般において、美幌町内や北見市内の町外の大型店舗を「よく利用する」とした回答が多い結果となっています。食料品については「グリーンマーケット」、「コンビニエンスストア」を利用するとした回答が一定数見られました。

よく利用する
たまに利用する

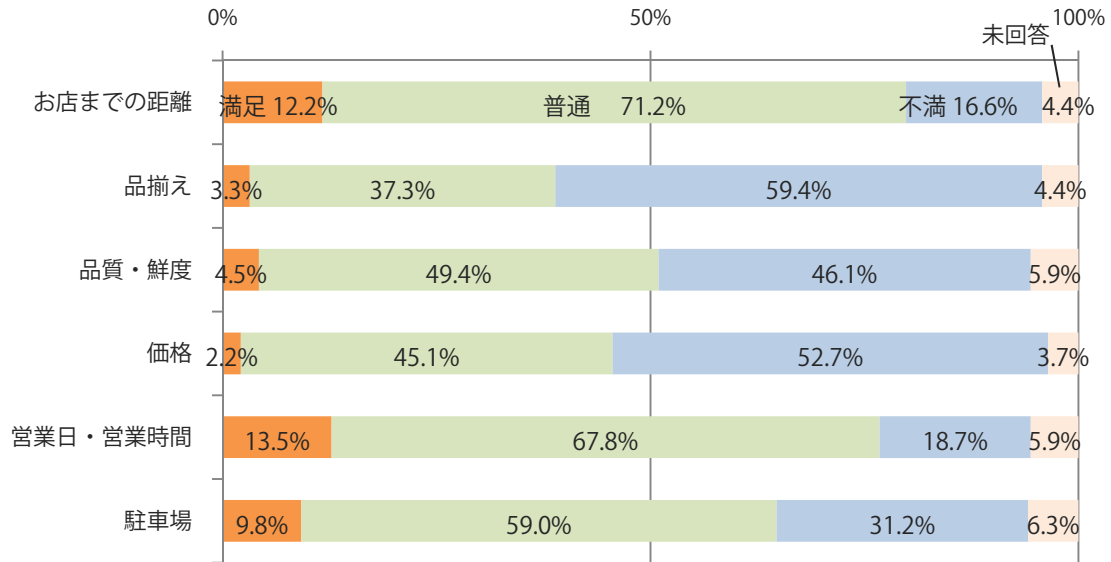
	A) 生鮮食料品 (肉・魚・野菜)	B) 食料品 (A以外のもの)	C) 日用・家庭雑貨	D) 衣料品・服飾雑貨	E) 医薬品 ・健康美容品
中心市街地の商店	◎ 1 ○ 5	◎ 1 ○ 1	◎ 3 ○ 8	◎ 9 ○ 29	◎ 0 ○ 3
グリーンマーケット	◎ 21 ○ 64	◎ 13 ○ 78	◎ 8 ○ 29	◎ 7 ○ 24	◎ 0 ○ 3
コンビニエンスストア	◎ 7 ○ 35	◎ 37 ○ 109	◎ 8 ○ 24	◎ 0 ○ 2	◎ 0 ○ 1
その他の町内店舗 (活汲・相生・本岐)	◎ 0 ○ 2	◎ 2 ○ 8	◎ 0 ○ 3	◎ 0 ○ 0	◎ 0 ○ 0
美幌町内の大型店 など	◎ 91 ○ 58	◎ 108 ○ 71	◎ 113 ○ 76	◎ 104 ○ 82	◎ 57 ○ 73
北見市内の大型店 など	◎ 64 ○ 50	◎ 73 ○ 83	◎ 96 ○ 81	◎ 102 ○ 81	◎ 103 ○ 84
カケル君・トドック などの宅配サービス	◎ 8 ○ 14	◎ 23 ○ 19	◎ 7 ○ 12	◎ 4 ○ 12	◎ 0 ○ 5
通信販売	◎ 0 ○ 2	◎ 1 ○ 4	◎ 3 ○ 8	◎ 4 ○ 18	◎ 18 ○ 29

*数値は回答数

問5

あなたは、町内での買い物環境について感じていることはありますか。それぞれ1つずつ選び、に✓をつけてください。

町内の買い物環境について、「品揃え」や「価格」、「品質・鮮度」を「不満」とした回答が半数以上にのぼっています。

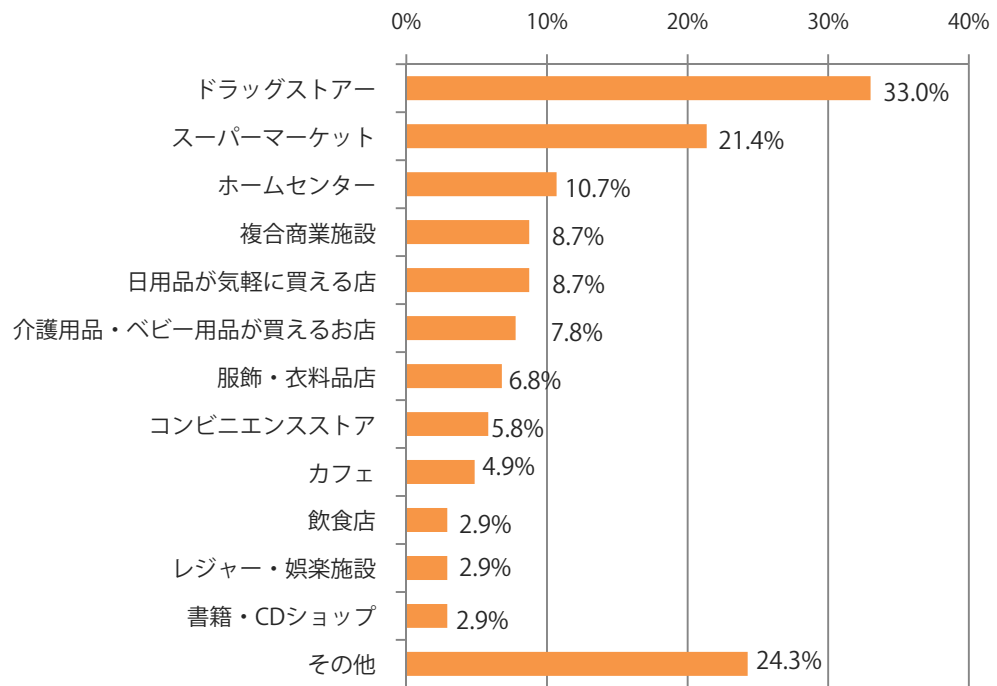


選択肢	回答数				構成比			
	満足	普通	不満	未回答	満足	普通	不満	未回答
お店までの距離	33	193	45	12	12.2%	71.2%	16.6%	4.4%
品揃え	9	101	161	12	3.3%	37.3%	59.4%	4.4%
品質・鮮度	12	132	123	16	4.5%	49.4%	46.1%	5.9%
価格	6	123	144	10	2.2%	45.1%	52.7%	3.7%
営業日・営業時間	36	181	50	16	13.5%	67.8%	18.7%	5.9%
駐車場	26	157	83	17	9.8%	59.0%	31.2%	6.3%

* 構成比は回答者数に対する比率

問6 日常生活を送る上で、町内にはどのような業種の店舗が必要だと思いますか。(自由回答)

日常生活を送る上で町内で必要だと思う業種は、「ドラッグストア」が最も多く33.0%で、次いで、「スーパーマーケット」が21.4%となっています。



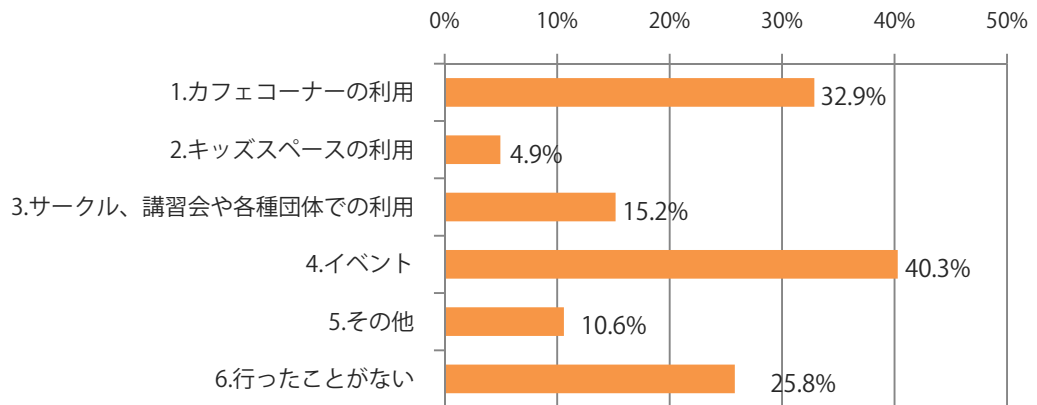
選択肢	回答数	構成比
ドラッグストア	34	33.0%
スーパーマーケット	22	21.4%
ホームセンター	11	10.7%
複合商業施設	9	8.7%
日用品が気軽に買える店	9	8.7%
介護用品・ベビー用品が買えるお店	8	7.8%
服飾・衣料品店	7	6.8%
コンビニエンスストア	6	5.8%
カフェ	5	4.9%
飲食店	3	2.9%
レジャー・娯楽施設	3	2.9%
書籍・CDショップ	3	2.9%
その他	25	24.3%
未回答	179	—

*構成比は回答者数（未回答数を除く）に対する比率

問7

あなたは普段、さんさん館をどのような目的で利用していますか。あてはまるものを2つまで選び、□に✓をつけてください

さんさん館の利用目的は、「イベント」が最も多く 40.3%で、次いで「カフェコーナーの利用」が 32.9%でした。いっぽうで、「行ったことがない」とする回答も 25.8%と多い結果となりました。



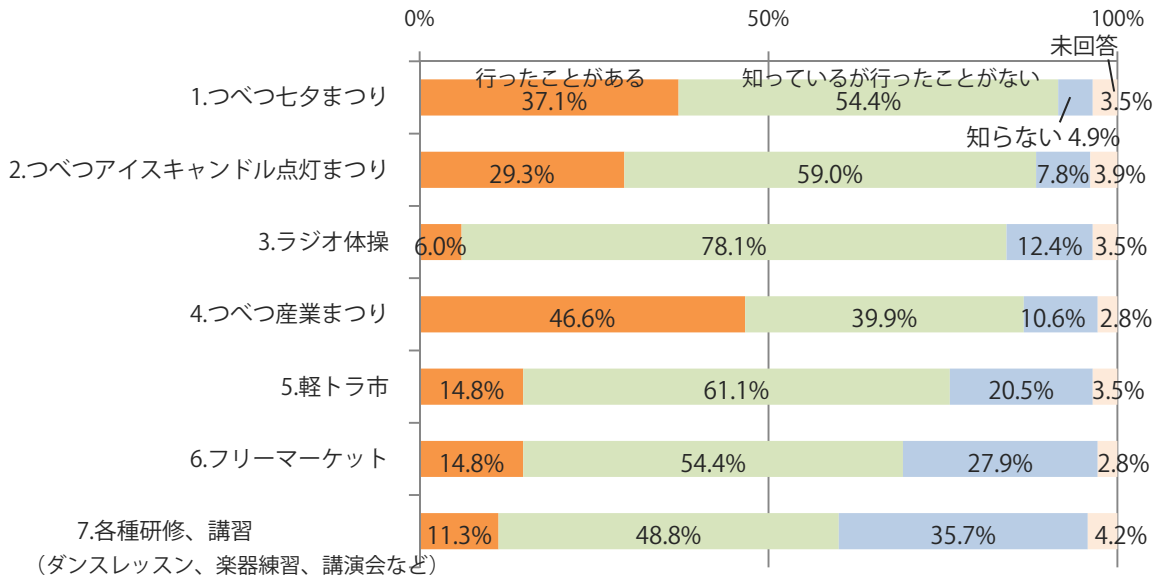
選択肢	回答数	構成比
1.カフェコーナーの利用	93	32.9%
2.キッズスペースの利用	14	4.9%
3.サークル、講習会や各種団体での利用	43	15.2%
4.イベント	114	40.3%
5.その他	30	10.6%
6.行ったことがない	73	25.8%
未回答	42	14.8%

* 構成比は回答者数に対する比率

問 8

さんさん館で開催されている次のイベントをご存知ですか？ または実際に行ったことはありますか。それぞれ1つずつ選び、□に✓をつけてください。

さんさん館で開催されているイベントについて、「行ったことがある」ものは「つべつ産業まつり」が最も多く46.6%で、次いで「つべつ七夕まつり」が37.1%でした。



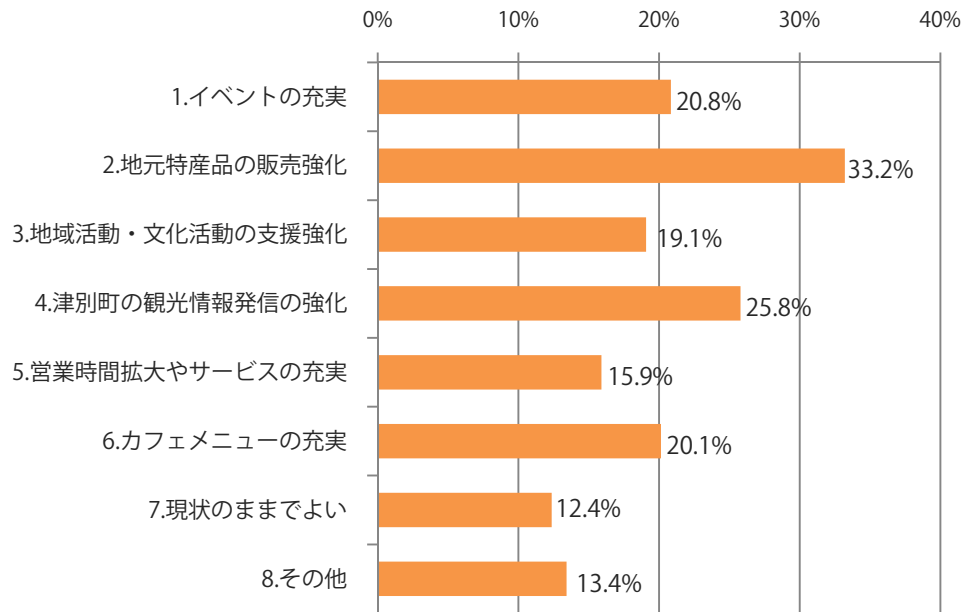
選択肢	回答数				構成比			
	行ったことがある	知っているが行ったことがない	知らない	未回答	行ったことがある	知っているが行ったことがない	知らない	未回答
1.つべつ七夕まつり	105	154	14	10	37.1%	54.4%	4.9%	3.5%
2.つべつアイスクャンドル点灯まつり	83	167	22	11	29.3%	59.0%	7.8%	3.9%
3.ラジオ体操	17	221	35	10	6.0%	78.1%	12.4%	3.5%
4.つべつ産業まつり	132	113	30	8	46.6%	39.9%	10.6%	2.8%
5.軽トラ市	42	173	58	10	14.8%	61.1%	20.5%	3.5%
6.フリーマーケット	42	154	79	8	14.8%	54.4%	27.9%	2.8%
7.各種研修、講習 (ダンスレッスン、楽器練習、講演会など)	32	138	101	12	11.3%	48.8%	35.7%	4.2%

*構成比は回答者数に対する比率

問9

さんさん館を地域コミュニティーやにぎわいの拠点として、さらに活用を進めていくためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。2つまで選び□に✓をつけてください。

さんさん館の活用強化にあたって必要なことは、「地元特産品の販売強化」が最も多く 33.2%で、次いで「津別町の観光情報発信の強化」が 25.8%となっています。



選択肢	回答数	構成比
1.イベントの充実	59	20.8%
2.地元特産品の販売強化	94	33.2%
3.地域活動・文化活動の支援強化	54	19.1%
4.津別町の観光情報発信の強化	73	25.8%
5.営業時間拡大やサービスの充実	45	15.9%
6.カフェメニューの充実	57	20.1%
7.現状のままでよい	35	12.4%
8.その他	38	13.4%
未回答	25	8.8%

* 構成比は回答者数に対する比率

まちなか再生基本計画にかかるアンケート調査票

【調査の目的】

津別町では、中心市街地（まちなか）の活性化に向けて、これまで「まちなか再生協議会」で取り組まれた成果等を活用し、「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」を策定することとなりました。

具体的には、国道240号に面する大通り中心街を核として、老朽化が進み、耐震性も乏しい役場の建て替えや、地域のコミュニティやにぎわいの拠点づくりが検討されています。

そこで、地域のみなさんからのご意見をお聞きし、今後検討を進めていくための参考といたく考えておりますので、アンケートへのご協力をお願いします。

【調査の対象者】

このアンケート調査を実施するにあたっては、平成29年8月1日現在の住民基本台帳に登録されている16歳以上の方の中から、無作為に1000人を抽出して発送しています。

【ご記入に際して】

1. 質問には必ずご本人（封筒の宛名の方）がお答えください。
2. この調査にはお名前をご記入する必要はありません。個人情報に該当する内容や、個人が特定される恐れのある情報については一切公表しません。
また、回答者を特定しようとする行為も一切行いませんので、ご自分のお考えのとおり、率直なご意見をお聞かせください。
3. 質問の回答では、それぞれの設問の指示に従ってご記入ください。
4. ご記入いただいた調査票は**8月25日（金）まで**に、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。
5. 回収した調査票は、株式会社コムズワークに業務を委託して集計を行います。
6. この調査に関するご質問については、下記の津別町役場担当課までお問い合わせください。

【調査に関するお問い合わせ】

津別町役場 住民企画課 地方創生推進グループ

電話：0152-76-2151 FAX：0152-76-2976

電子メール：toukei@town.tsubetsu.hokkaido.jp

まちなか再生の「まちなか」とは……

中心市街地大通り(国道 240 号)、道道 768 号、道道 588 号
の各沿線の「まちなか再生の最重点地区」としています。

(下図参照)



津別町に住んでいる町民の意見を取り入れた「まちなか再生」を進めるために、あなたのご意見をお聞かせください。

津別町まちなか再生に関する住民アンケート

アンケートにお答えいただく方についてお聞きします。該当するものの□に✓をつけてください。居住地の欄については字名を記入してください。

性別	<input type="checkbox"/> ①男性 <input type="checkbox"/> ②女性
年代	<input type="checkbox"/> ①20歳未満 <input type="checkbox"/> ②20代 <input type="checkbox"/> ③30代 <input type="checkbox"/> ④40代 <input type="checkbox"/> ⑤50代 <input type="checkbox"/> ⑥60代 <input type="checkbox"/> ⑦70代以上
世帯構成	<input type="checkbox"/> ①単身 <input type="checkbox"/> ②夫婦 <input type="checkbox"/> ③夫婦+子供 <input type="checkbox"/> ④夫婦+親 <input type="checkbox"/> ⑤多世代同居（夫婦+子供+親など） <input type="checkbox"/> ⑥その他（ ）
職業	<input type="checkbox"/> ①会社員・公務員・団体職員 <input type="checkbox"/> ②パート・アルバイト <input type="checkbox"/> ③会社や団体などの役員 <input type="checkbox"/> ④自営業 <input type="checkbox"/> ⑤農業 <input type="checkbox"/> ⑥主に家事や育児をしている人 <input type="checkbox"/> ⑦学生 <input type="checkbox"/> ⑧無職 <input type="checkbox"/> ⑨その他（ ）
居住地	字名： （ 記入例 字名：幸町 ）

あなたが町役場を利用することについてお聞きします。

【問 1】今の町役場についてお聞きします。あなたのお考えに近いものをそれぞれ 1 つずつ選び、□に✓をつけてください。

①防災拠点としての機能を果たしている	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない
②施設・設備が老朽化している	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない
③十分な駐車場・駐輪場がある	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない
④道路からのアクセスや立地条件がよい	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない
⑤待合、通路、階段などの広さが適切である	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない
⑥担当部署や出入口がわかりやすく、目的の窓口までスムーズに行ける	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない
⑦トイレの広さ、数が足りている	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない
⑧空調・照明の設備や設定が適切である	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない

⑨窓口・相談室のプライバシーの配慮がされている	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない
⑩授乳室、ベビーベッドなど乳幼児に対する設備が整っている	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない
⑪高齢者・障がい者への配慮がされている	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない
⑫休憩スペースが充実している	<input type="checkbox"/> そう思う <input type="checkbox"/> そうは思わない
⑬その他 ()	

新しい役場庁舎建設についてのお考えをお聞かせください。

【問2】新庁舎の建設にあたり、あなたが重要視すること、求めるものは何ですか。次の中から3つまで選んで、□に✓をつけてください。

<input type="checkbox"/> ①耐震性に優れ、災害時の防災拠点としての機能が確保されていること	<input type="checkbox"/> ②十分な駐車場、駐輪場があること
<input type="checkbox"/> ③交通・アクセス面で利便性の高い好立地であること	<input type="checkbox"/> ④窓口や部署がわかりやすい配置であること
<input type="checkbox"/> ⑤小さな子どもや乳幼児を連れた来庁者に配慮された庁舎であること	<input type="checkbox"/> ⑥高齢者や障がい者などに配慮された庁舎であること
<input type="checkbox"/> ⑦市民の多様な交流ができる庁舎であること	<input type="checkbox"/> ⑧新庁舎建設によって、まちなかににぎわいや交流が生まれることにつながる
<input type="checkbox"/> ⑨周辺の街並みや景観と調和すること	<input type="checkbox"/> ⑩まちのシンボルとなるようなすぐれたデザインの建物であること
<input type="checkbox"/> ⑪省エネルギーなど地球環境にやさしい建物であること	<input type="checkbox"/> ⑫建設・維持管理のコストを抑制し、必要最低限の機能とすること
<input type="checkbox"/> ⑬津別町の観光・情報発信の拠点となること	
<input type="checkbox"/> ⑭その他 ()	

【問3】 中心市街地及び新庁舎周辺に整備すると良いと思う施設（機能）はありますか。

特に必要だと思う項目を **3つまで** 選び、**□に✓をつけてください。**

<input type="checkbox"/> ①津別町の特産品を飲食・販売できる アンテナショップ（※1）	<input type="checkbox"/> ②起業を支援するチャレンジショップ（※2）
<input type="checkbox"/> ③図書館（図書機能の充実）	<input type="checkbox"/> ④休憩や歓談等、自由に気軽に利用できる空間
<input type="checkbox"/> ⑤子どもが通年で自由に遊べる場所 （全天候屋内型）	<input type="checkbox"/> ⑥カフェスペース
<input type="checkbox"/> ⑦イベント利用可能なフリースペース	<input type="checkbox"/> ⑧公園や屋外休憩スペース
<input type="checkbox"/> ⑨温浴施設	<input type="checkbox"/> ⑩宿泊施設
<input type="checkbox"/> ⑪大型駐車場	<input type="checkbox"/> ⑫バスターミナル
<input type="checkbox"/> ⑬アパート等の住居施設	<input type="checkbox"/> ⑭老人ホーム等の福祉施設
<input type="checkbox"/> ⑮フィットネス等の健康増進施設	<input type="checkbox"/> ⑯外国人対応可能な観光案内、情報発信拠点
<input type="checkbox"/> ⑰加える必要のある施設（機能）はない	
<input type="checkbox"/> ⑱その他 ()	

【用語解説】

※1 【アンテナショップ】について

特産品を販売・展示する店舗のことで、飲食コーナーを併設しているお店もあります。

地元でしか手に入らない珍しい食材・商品を購入できるなど、町の魅力を町内外の人々にアピールすることができ、地域情報の発信や観光案内のPR 拠点としての役割も担っています。

※2 【チャレンジショップ】について

行政や商工団体などが数ヶ月～1年などの期間限定で、低額で店舗を貸し出し、これから商売をはじめたいという人を支援する制度です。チャレンジショップをきっかけとして、地域に根付く事業者を生み出すことや、中心市街活性化、空き家・空き店舗の有効活用が期待されます。

日常生活でのお買い物の状況についてお伺いします。

【問4】あなたは次の買い物を、どの店舗でご利用になりますか。次のA～Eの品目ごとに、利用する店舗について、◎=よく利用する ○=たまに利用する をつけてください。(複数回答可)

	中心市街地の商店	グリーン マート	コンビニ エンス ストア	その他の 町内店舗 (活汲・相 生・本岐)	美幌町内 の大型店 など	北見市内 の大型店 など	カルフ 君・ト ドック などの 宅配等 サービス	通信販売
(記入例) 生鮮食料品		○	○			◎		
A.生鮮食料品 (肉・魚・青果)								
B.上記以外の食 料品								
C.日用・家庭雑 貨								
D.衣料品・服飾 雑貨								
E.医薬品・健康 美容品								

【問5】あなたは、町内での買い物環境について感じていることはありますか。それぞれ1つずつ選び、に✓をつけてください。

①お店までの距離 <input type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不満	②品揃え <input type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不満
③品質・鮮度 <input type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不満	④価格 <input type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不満
⑤営業日・営業時間 <input type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不満	⑥駐車場 <input type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 不満
⑦その他 ()	

【問6】日常生活を送る上で、町内にはどのような業種の店舗が必要だと思いますか。(自由回答)

多目的活動センターさんさん館についてお伺いします。

【問7】あなたは普段、さんさん館をどのような目的で利用していますか。あてはまるものを2つまで選び、□に✓をつけてください。

<input type="checkbox"/> ①カフェコーナーの利用	<input type="checkbox"/> ②キッズスペースの利用
<input type="checkbox"/> ③サークル、講習会や各種団体での利用	<input type="checkbox"/> ④イベント
<input type="checkbox"/> ⑤その他 ()	<input type="checkbox"/> ⑥行ったことがない

【問8】さんさん館で開催されている次のイベントをご存知ですか？または実際に行ったことはありますか。それぞれ1つずつ選び、□に✓をつけてください。

さんさん館主催によるイベント	
①つべつセタまつり	<input type="checkbox"/> 1.行ったことがある <input type="checkbox"/> 2.知っているが行ったことはない <input type="checkbox"/> 3.知らない
②つべつアイスクャンドル 点灯まつり	<input type="checkbox"/> 1.行ったことがある <input type="checkbox"/> 2.知っているが行ったことはない <input type="checkbox"/> 3.知らない
③ラジオ体操	<input type="checkbox"/> 1.行ったことがある <input type="checkbox"/> 2.知っているが行ったことはない <input type="checkbox"/> 3.知らない

利用団体によるイベント	
④つべつ産業まつり	<input type="checkbox"/> 1.行ったことがある <input type="checkbox"/> 2.知っているが行ったことはない <input type="checkbox"/> 3.知らない
⑤軽トラ市	<input type="checkbox"/> 1.行ったことがある <input type="checkbox"/> 2.知っているが行ったことはない <input type="checkbox"/> 3.知らない
⑥フリーマーケット	<input type="checkbox"/> 1.行ったことがある <input type="checkbox"/> 2.知っているが行ったことはない <input type="checkbox"/> 3.知らない

⑦各種研修、講習 (ダンスレッスン、楽器練習、 講演会など)	<input type="checkbox"/> 1.行ったことがある <input type="checkbox"/> 2.知っているが行ったことはない <input type="checkbox"/> 3.知らない
--------------------------------------	--

【問9】さんさん館を地域コミュニティやにぎわいの拠点として、さらに活用を進めていくためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。2つまで選び口に✓をつけてください。

<input type="checkbox"/> ①イベントの充実	<input type="checkbox"/> ②地元特産品の販売強化
<input type="checkbox"/> ③地域活動・文化活動の支援強化	<input type="checkbox"/> ④津別町の観光情報発信の強化
<input type="checkbox"/> ⑤営業時間拡大やサービスの充実	<input type="checkbox"/> ⑥カフェメニューの充実
<input type="checkbox"/> ⑦現状のままでよい	
<input type="checkbox"/> ⑧その他 ()	

最後に、全体を通じてご意見・ご感想などがあればお聞かせください。(自由回答)

近年、津別町では人口減少、少子高齢化、空き家・空き店舗の問題、中心市街地の活力低下などさまざまな課題を抱えています。その課題の解決のため、町民のみなさんが心豊かに、安心・安全に暮らすことができるまちなかの実現と、そして、中心市街地に活気を取り戻す取り組みが重要と考えています。全体を通じて、あなたのご意見・ご感想をお聞かせください。

アンケートは以上になります。ご協力いただき誠にありがとうございました。

津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画

編集・発行／津別町

発行日／平成 30 年 7 月

〒092-0292 北海道網走郡津別町字幸町 41 番地

電話 0152-76-2151 FAX 0152-76-2976

URL <http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>



津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画

平成30年7月

津別町